

資料編

- I 用語解説
- II 環境分野の法令・計画
- III 台東区環境基本計画策定に係る基礎調査
- IV 温室効果ガス排出量削減に係る検討資料
- V 台東区環境基本計画策定懇談会
- VI 台東区環境まちづくり推進会議
- VII 台東区環境基本計画改定経過
- VIII パブリックコメント実施結果

I 用語解説

※頁欄の数字は初出の頁を示します。

【あ行】

用語	解説	頁
アスベスト	天然に存在する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。かつては建築材としての保温断熱材や自動車のブレーキ等として、広範囲に使用されていた。飛散したものを吸い込むことで肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用は昭和50年に原則禁止されて、現在では原則として製造等が禁止されている。アスベストの飛散や吸込みを防止するため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。	53
一時的な緑	イベント時などにプランター等を用いて行う緑化のこと。	18
オーバーツーリズム	観光地に想定以上の観光客が集中することによって、地域住民の日常生活や自然環境に多大な悪影響を及ぼしている状態。「観光公害」と表現されることもある。	15
温室効果ガス	略称はGHG（GreenHouse effect Gas）。大気を構成する気体で、地表からの輻射熱（赤外線）を吸収して、気温を一定に保つ働き（温室効果）がある。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。	2

【か行】

カーボン・オフセット	人間の活動によって排出される温室効果ガスを、他の場所での削減・吸収活動によって相殺（埋め合わせ）するという考え方。	12
カーボンニュートラル	温室効果ガスの「排出を全体としてゼロ」にすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的な排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。	13
環境基本条例	地方公共団体が環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。	5
気候変動	自然的要因や人為的要因によって、平年の平均的な気候が長期的な時間スケールで変化する現象のこと。自然的要因には、大気そのものに内在する変動、海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾルの増加、地球軌道変化などがあり、人為的要因には、人間活動による温室効果ガスやエアロゾルの増加、森林破壊など植生の変化がある。近年は、地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多い。	2
協働	異なる複数の主体が地域の課題等を解決するため、目標を共有し、力を合わせて役割分担しながら取り組むこと。	2
クリーンエネルギー	太陽光、風力など、有害物質や温室効果ガスの排出が極めて少なく、環境への悪影響を生じさせないエネルギー。	13

用語	解説	頁
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの呼称。グリーンインフラ研究会では「自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・国土の管理手法の新しい概念」と定義している。	14
グリーンファイナンス	環境問題の解決に向けた取組に特化した金融のこと。例えば、東京都の「東京グリーンボンド」は、都内の温室効果ガス排出量等の削減や環境保全効果等を目指す都債として発行されている。	13
光化学オキシダント(Ox)	オゾン等の強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の影響で光化学反応をおこし、発生する。	29
光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度上昇によって空気にもやががかかる現象のこと。目や呼吸器等に健康被害をもたらす。	29
国連気候変動枠組条約	略称は、UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change)。気候変動の問題に対する国際的な枠組みを定めた国際条約。平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国際連合会議 (UNCED、地球サミット)」で採択され、平成6年に発効した。ここにおける最高意思決定機関が気候変動枠組条約締約国会議 (COP: Conference of the Parties) である。	11

【さ行】

再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガス、原子力等の有限なエネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出したエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス (持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、雪氷熱、潮波力等がある。	12
サプライチェーン	製品やサービスが、原材料調達の段階から、生産、流通、販売といった最終消費者に届くまでの全プロセスの連鎖を意味する。	13
循環型社会	平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。廃棄物等排出の抑制、排出された廃棄物等の資源としての利用、利用できないものの適正処分により実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。	2
循環経済 (サーキュラーエコノミー)	経済活動において、物やサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、出来る限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すこと。	28
食品ロス	本来食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。売れ残った食品や食べきれなかった食品、期限切れの食品など。	15
水素	非金属元素で元素記号は「H」。宇宙で最も豊富に存在する。燃やしても水 (H ₂ O) のほかに排出物を出さないことから、化石燃料等の代替エネルギーとして期待されている。	12

用語	解説	頁
生物多様性	人間だけでなく、動物、植物、昆虫など様々な生き物がお互いにつながり合って生きること。「生態系の多様性」「生物種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っている。	14
生物多様性地域戦略	平成20年に制定された「生物多様性基本法」に基づいて、都道府県及び市町村が「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定めるマスタープラン。各地方公共団体は単独、あるいは共同で「生物多様性地域戦略」の策定に努めることとされている。	4
ゼロカーボンシティ	2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。 ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確固たる対策を約束する対外的な「決意表明」である。	2

【た行】

太陽光発電 導入ポテンシャル	将来、導入可能な太陽光発電設備容量のこと。環境省では、住宅系建築物、商業系建築物、公共系の建築物、工場などの屋根の上に太陽光パネルを取り付けるほか、遊休地や耕作放棄地など様々な未利用の土地が日本全国で活用できるとして、国内の太陽光発電の導入ポテンシャル量を推計しており、その情報を「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」で提供している。	24
脱炭素、脱炭素社会	脱炭素とは、地球温暖化の原因とされる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取組。二酸化炭素排出が実質ゼロとなった社会のことを「脱炭素社会」という。	2
地域気候変動適応計画	平成30年6月に成立した「気候変動適応法」に基づいて、地方公共団体が定める計画。気候変動適応に関する施策の基本的方向性、分野別施策、基盤的施策について記載されている。	4
地球温暖化	地球表面の大気や海面の平均温度が上昇する現象のこと。温度の上昇により生態系の変化や海面上昇など、将来の人類や環境へ悪影響が懸念されており、様々な対策が実行されている。	2
地球温暖化対策地域推進計画 (地球温暖化対策地方公共団体実行計画)	「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、最新の改定は令和3年。令和12年度の温室効果ガス排出量を46%削減(平成25年度比)し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとともに、2050年カーボンニュートラルを目指している。地方公共団体は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、「地球温暖化対策地域推進計画(地方公共団体実行計画)」を策定する。計画には「事務事業編」と「区域施策編」があり、台東区は事務事業編として「台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画」を策定している。	2
地域脱炭素ロードマップ	地方公共団体の脱炭素戦略。令和12年までに集中して取り組む地域の成長戦略であり、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に貢献できるものとして位置付けられる。	12

用語	解説	頁
窒素酸化物 (NO _x)	石炭や石油などの燃料中の窒素 (N) や、空気中の窒素が、高温燃焼時に酸化されて発生する窒素と酸素 (O) の化合物。	29

【 な 行 】

熱帯夜	気象用語で、最低気温が25℃以上の夜間のこと。	21
熱中症	高温高湿の環境で、体温調節や水分・塩分の代謝等の適応の障害によって起こる状態のこと。主な症状は、めまい、失神、頭痛、吐き気、強い眠気、気分が悪くなる、体温の異常な上昇、異常な発汗（または汗が出なくなる）等。	21
燃料電池	水素と酸素の化学反応から生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。	12

【 は 行 】

ビオトープ	生物が自然な状態で生息できる環境のことであるが、造成または復元された小規模な生息空間もビオトープと呼ばれる。ビオトープ (独: Biotop) の語源はギリシャ語の生き物 (bios) と場所 (topos) の合成語。	16
東日本大震災	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害と、それに伴って発生した福島第一原子力発電所事故による災害のこと。	17
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期間浮遊している、ばいじん、粉じんなどの微粒子のうち、粒径が2.5μm以下のもの。	29
ヒートアイランド	都市部の舗装化や冷暖房の人工排熱の影響により、気温が周辺の郊外部に比べ異常に高温になる現象のこと。熱帯夜の増加や集中豪雨などの悪影響をもたらす。気温分布を描いたとき、等温線が都市部に向かって閉じ、島のような形になるため「ヒートアイランド (熱の島)」と呼ばれるようになった。	19
フードドライブ	余っている未使用の食品を集め、食を必要としている福祉施設等へ届ける活動をフードバンクといい、そのうち、企業等からの寄贈ではなく、家庭や職場などから個人的に持ち寄る活動をフードドライブという。	16
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm(0.01mm)以下のもの。	29
プラスチック	合成樹脂のこと。ビニールも含まれる。	15
フラワーポット	草花を植える鉢や箱のこと。	17

【 ま 行 】

みどり	樹木や樹林、草地、草花など植物のほか、水辺空間や公園、裸地なども含めた「緑」を指す区独自の概念。	18
みどりのカーテン	壁面緑化の手法の一つ。アサガオやゴーヤなど、つる性植物を建築物の外側に生育させ、建築物の温度上昇の抑制を図る。	57
武蔵野台地	関東平野の荒川と多摩川に挟まれた台地で、その範囲は東京都区部の西半分、立川市、福生市、青梅市東南部などの市部の一部、埼玉県の所沢市や川越市等にまで至る。	8
猛暑日	気象用語で、最高気温が35℃以上の日のこと。	11

【ら行】

用語	解説	頁
緑被率	一定の広がりのある地域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標で、次の式で定義される。 緑被率(%) = 緑地面積 / 敷地面積 × 100%	18
緑視率	区間領域(視界)に占める緑視面積(高木、低木、壁面緑化等)の割合。複数の視点場における計測データから算出する。緑被率が緑の量を平面的にとらえる指標であるのに対して、緑視率は緑の量を空間的にとらえる指標である。	42
レジリエンス	物理学用語で、後に心理学でも使われるようになった言葉。「抵抗力」「復元力」「耐久力」「精神的回復力」などと訳される。住宅におけるレジリエンスとは、自然災害に対するしぶとさ、強靭さ、回復力のこと。	25
リノベーション	住まい手のより快適な住空間を目指し、空間設計を見直すこと。間取りの変更、耐震や断熱などの機能面の充実、機能的な設備・資材を取り入れることにより、資産価値をあげ、既存物件を再設計すること。	25

【英数】

BEMS	Building Energy Management Systemの略称。 事務所ビルなどにおける省エネルギーを目的として、建物のエネルギー需要を管理するため、情報技術を活用してエネルギーの使用状況をリアルタイムに表示したり、室内の明るさや温度・湿度などをセンサーで把握したりして、照明の自動調節や空調機器の運転の最適化を行うシステムのこと。	69
BOD (生物化学的酸素要求量)	微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODが高いほど汚濁しているとされる。	31
COP	締約国会議(Conference of the Parties)の略。環境問題に限らず多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。最も頻繁に耳にするのは国連気候変動枠組条約のものであるが、生物多様性条約や砂漠化対処条約などにもCOPがある。	11
DO (溶存酸素量)	河川等の水中に溶けている酸素の濃度。水域における水質の指標として用いられ、溶存酸素量が高いほど水質は良好とされる。	31
ESG投資	企業の持続可能な成長を促すため、環境・社会・企業統治(ガバナンス)の三つの要素に配慮して投資すること。	13
GX (グリーントランスフォーメーション)	産業革命以降の化石エネルギーに依存した経済・社会、産業構造を再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革しようとする社会の動きのこと。	13
NPO	Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織のことで、行政や企業では扱いにくい社会的なサービス、活動を自発的に行う。狭義では、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)を指す。	118

用語	解説	頁
RE100	国際環境NGOのThe Climate Groupが平成26年に開始した国際的な企業の連合体。参加企業は、自らの事業で使用する電力を100%再生可能エネルギー（原子力電源は含まない）で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。	13
SDGs	SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が平成28年から令和12年の15年間で達成するために掲げた17の目標。	3
VOC (揮発性有機化合物)	揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称。接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。光化学スモッグの原因物質。	53
2030年 ネイチャーポジティブ	「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて、2030年ミッションとして「自然を回復軌道にのせるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急行動をとること。	14
3R	リデュース（Reduce）：廃棄物の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの取組の総称。	15
3R+Renewable	3Rに、リニューアブル（Renewable）を加えた取組の総称。リニューアブル（Renewable）とは、プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に切り替える取組。	28

【単位】

MJ、GJ、TJ	J（ジュール）はエネルギーの単位。 1MJ（メガジュール）=1,000J 1GJ（ギガジュール）=1,000MJ 1TJ（テラジュール）=1,000GJ	22
t-CO ₂ eq	「トンCO ₂ イクイヴァalent」という単位。各種の温室効果ガス排出量を二酸化炭素（CO ₂ ）相当量に換算した値。換算には、地球温暖化係数を使って換算する。例えば、メタンの排出量が1tの場合は、メタンの地球温暖化係数28を乗じて、28t-CO ₂ eqとなる。	23
W、kW、MW、GW	W（ワット）は電力の単位。 1kW（キロワット）=1,000W 1MW（メガワット）=1,000kW 1GW（ギガワット）=1,000MW	24
kWh、MWh、GWh	Wh（ワットアワー）は電力量の単位。 1kWh（キロワットアワー）=1,000Wh 1MWh（メガワットアワー）=1,000kWh 1GWh（ギガワットアワー）=1,000MWh	24

II 環境分野の法令・計画

分野	国		
	基本法	個別法	基本計画・個別計画
自然 自然保護 生物多様性 都市緑化	環境 (森林・39林業7基本法(昭和・39年基本法) (生物多様性6基本法(平成20年基本法))	自然公園法(昭和32年6月) 都市緑地法(昭和48年9月) 鳥獣保護法(平成14年7月) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年5月) 等	第五次環境基本計画 (令和3年6月) 森林・林業基本計画 (令和3年6月) 「生物多様性国家戦略2023(2030)」 (令和5年3月) 第六次戦略
気候変動 地球温暖化対策(緩和・適応) エネルギー	基本 エネルギー14年政策基本法(平成14年6月)	省エネ法(昭和54年6月) 地球温暖化対策推進法(平成10年10月) 気候変動適応法(平成30年6月)	第六次エネルギー基本計画(令和3年10月) 地球温暖化対策計画(平成28年5月) 気候変動適応計画(平成30年11月)
循環型社会 廃棄物処理リサイクル	法 (平成12年6月) 循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法(昭和45年12月) 資源有効利用促進法(平成3年4月) 容器包装リサイクル法(平成7年6月) 家電リサイクル法(平成10年6月) 建設リサイクル法(平成12年5月) グリーン購入法(平成12年5月) 食品リサイクル法(平成12年6月) 自動車リサイクル法(平成14年7月) 小型家電リサイクル法(平成24年8月) 食品ロス削減推進法(令和元年10月) 等	循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)
生活環境 公害防止 化学物質対策	5年11月)	大気汚染防止法(昭和43年6月) 自動車NOx・PM法(平成4年6月) 悪臭防止法(昭和46年6月) 水質汚濁防止法(昭和45年12月) 土壌汚染対策法(平成14年5月) 建築物用地下水採取規制法(昭和37年5月) 騒音規制法(昭和43年6月) 振動規制法(昭和51年6月) P R T R 法(平成11年7月) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月) 等	(平成9年6月)
環境学習・協働 環境保全活動 パートナーシップ		環境教育等促進法(平成23年6月) 環境配慮促進法(平成16年6月) 環境配慮契約法(平成19年5月) 等	基本方針(平成24年6月)

※法令等の名称は一部略称です。

都			区			
基本条例	個別条例	基本計画・個別計画	基本条例	個別条例	基本計画・個別計画等	
環境基本条例 (平成6年7月)	環境保護条例 (平成12年12月)	環境基本計画 (平成28年3月)	環境基本条例 (令和6年4月予定)	みどりの条例 (平成4年12月)	花とみどりの基本計画 (令和2年3月)	
	環境確保条例 (平成12年12月)	環境影響評価条例 (昭和55年10月)		ゼロエミッション 都庁行動計画 (令和3年3月)	ゼロカーボンシティ宣言 (令和4年2月)	環境マネジメントシステム(T-EMS) (平成23年2月)
	廃棄物条例 (平成4年6月)	廃棄物処理計画 (平成28年改定)		廃棄物の処理及び再利用に 関する条例 (平成11年12月)	一般廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)	区有施設地球温暖化対策推進実行計画 (令和2年3月)
	環境確保条例(再掲) (平成12年12月)	環境確保条例(再掲) (昭和55年10月)		ポイ捨て行為等の防止に 関する条例 (平成9年9月)	公衆喫煙環境の整備指針 (平成4年3月)	
			計画策定の根拠・環境施策の体系化			
			基本理念の具体化・取組み意思の表明			
			目指す姿の明示 脱炭素社会の実現			
			施策の実行を担保 具体的な施策の 総合的・計画的推進			

Ⅲ 台東区環境基本計画策定に係る基礎調査

1 調査概要

区民・事業所の「環境」に関する意識や考え、取組等を把握するとともに、今後の課題などを分析し、「台東区環境基本計画」及び「台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次計画）」の策定に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

	区 民	事業所
調査対象	16歳以上の区内居住者	区内事業所
抽出方法	「住民基本台帳」を基に無作為抽出	「経済センサスー活動調査」を基に無作為抽出
調査票の配付・回収	郵 送	
調査期間	令和4年9月28日から10月21日まで	
配布数	1,000件	300件
回収数	301件	99件
回収率	30.1%	33.0%

調 査 項 目	
区 民（全23問）	事業所（全21問）
①回答者の属性	①事業所の属性
②環境問題、環境に関する行動の実施状況	②環境問題、環境に関する行動の実施状況
③省エネルギー機器・設備等の導入状況	③区の環境施策
④区の環境施策	④エネルギー施策
⑤環境配慮行動	⑤再生可能エネルギー
⑥エネルギー施策	⑥環境教育
⑦再生可能エネルギー	⑦SDGs
⑧環境教育	
⑨SDGs	

(1) 回答率について

回答率は百分率で表示し、設問ごとに各回答を回答者総数で除した割合で、小数第2位を四捨五入しているため、百分率合計が100%にならない場合があります。

(2) 無回答について

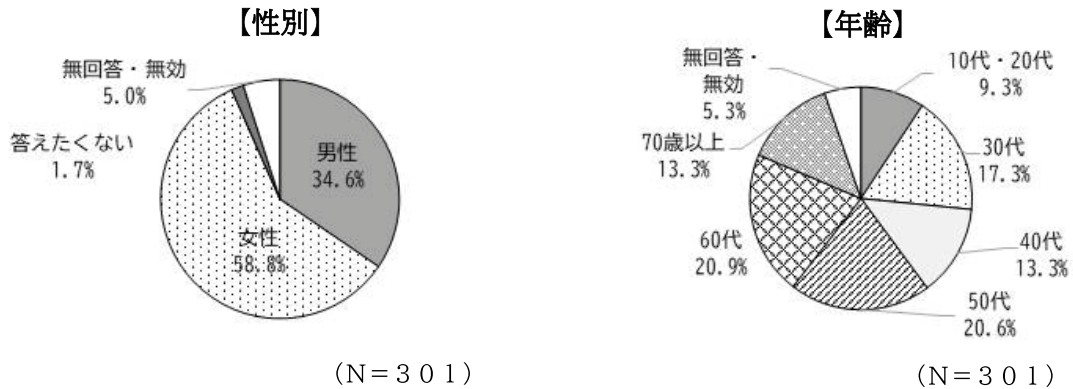
無回答には無効が含まれています。無効とは、単一回答か所に複数回答した場合で、これに無記入のものを合算したものを無回答としています。

(3) 経年比較における選択肢について

これまで平成26年度、平成30年度に同様の調査を実施していますが、環境を取り巻く社会状況の変化に合わせて選択肢を増やしている設問があることから、経年比較に反映されていない選択肢があります。

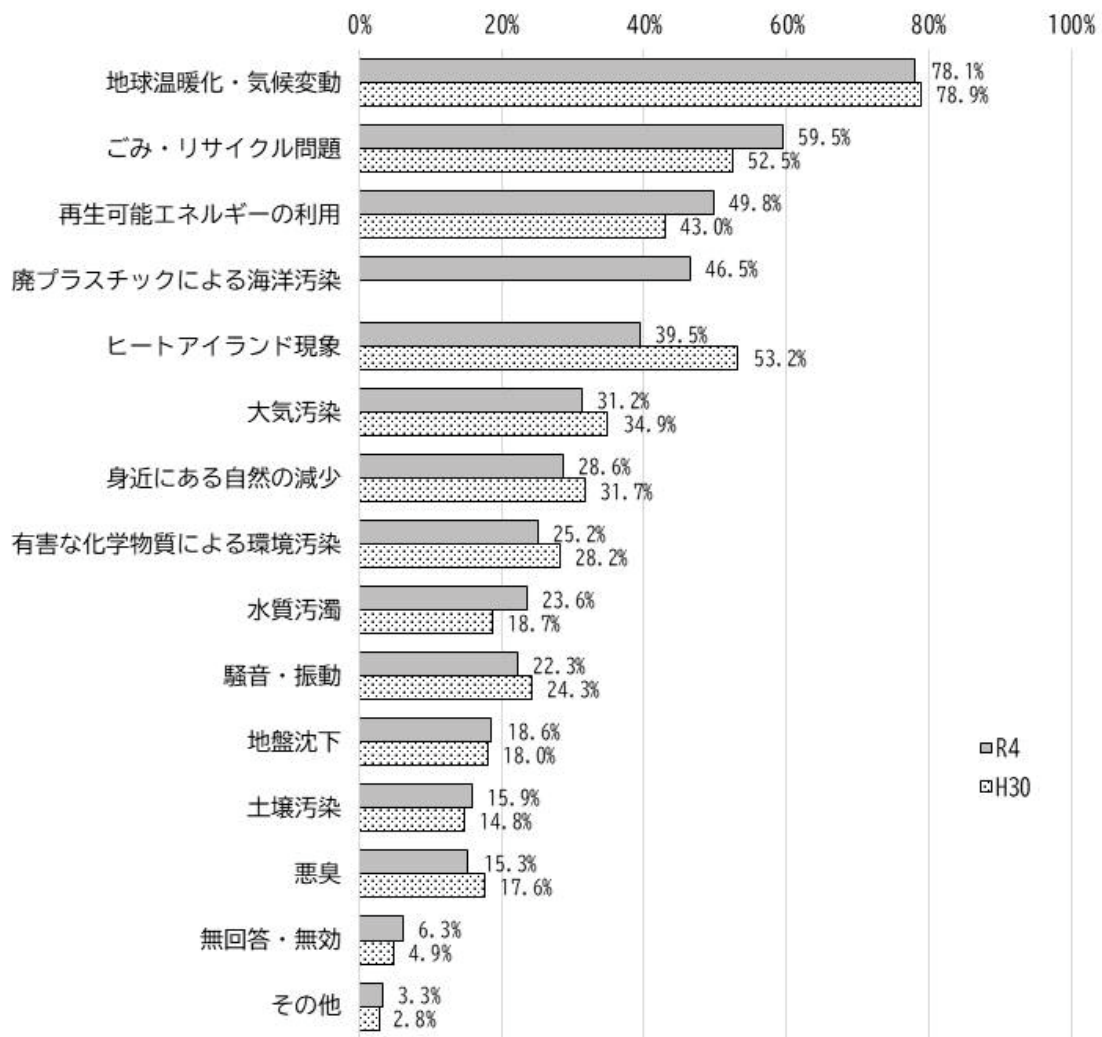
2 区民調査の結果（抜粋）

（1）回答者の属性



（2）【区民】 関心ある環境問題、環境に関する行動の実施状況

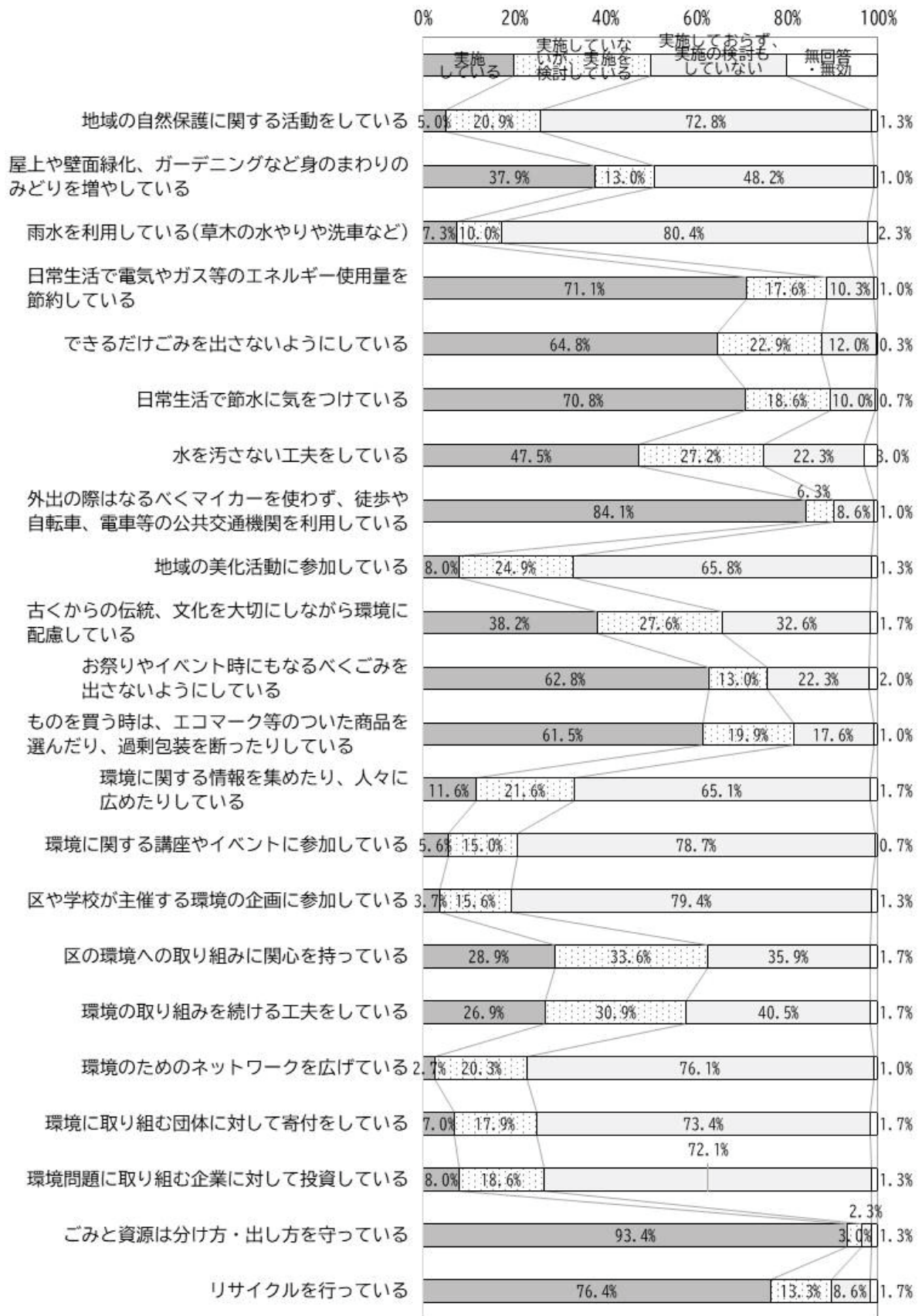
◆関心のある環境問題（前回調査との比較）



※「廃プラスチックによる海洋汚染」は R4 新規設問

(N=301)

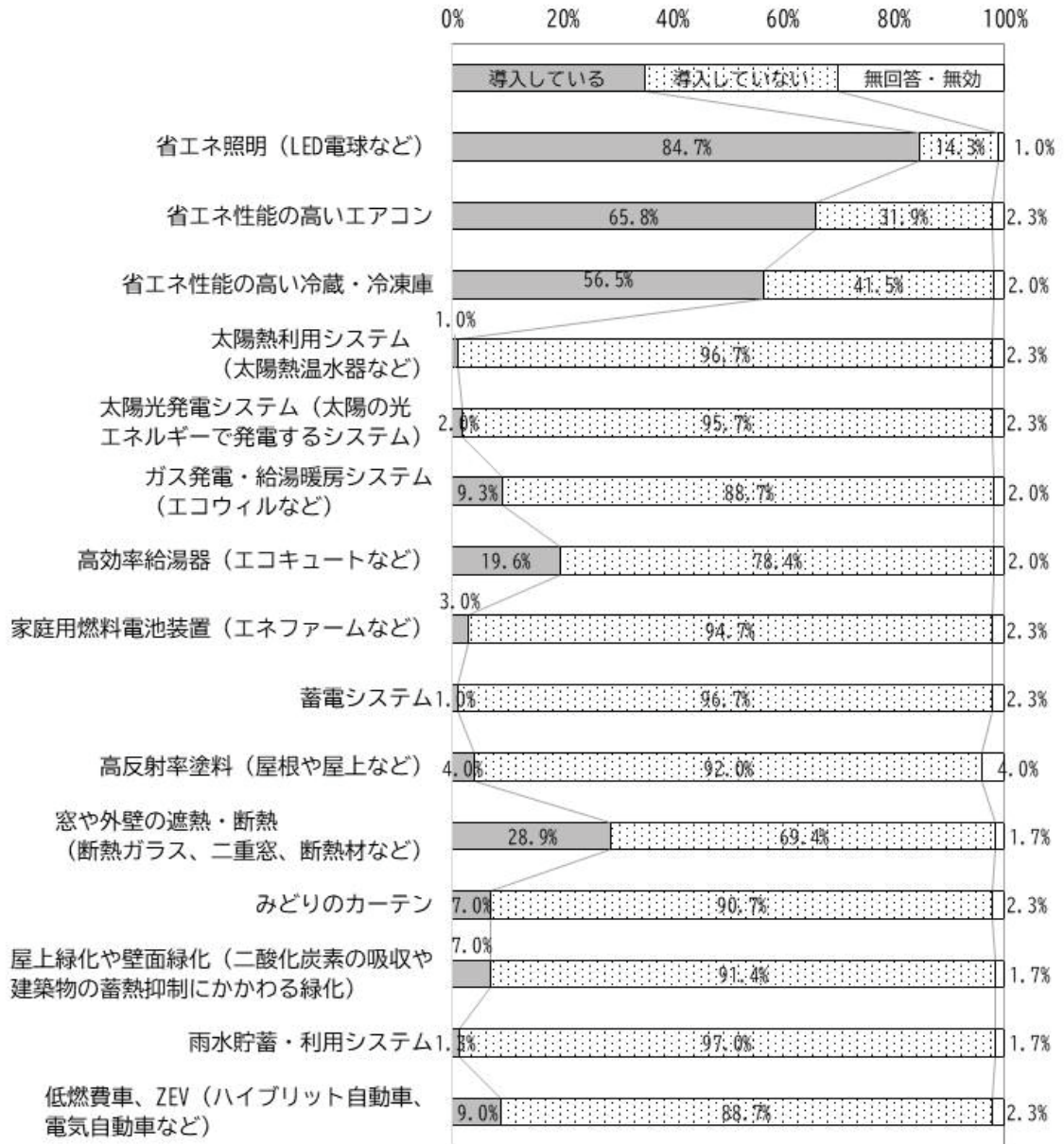
◆環境への取組状況



(N = 301)

(3) 省エネルギー機器・設備等の導入状況

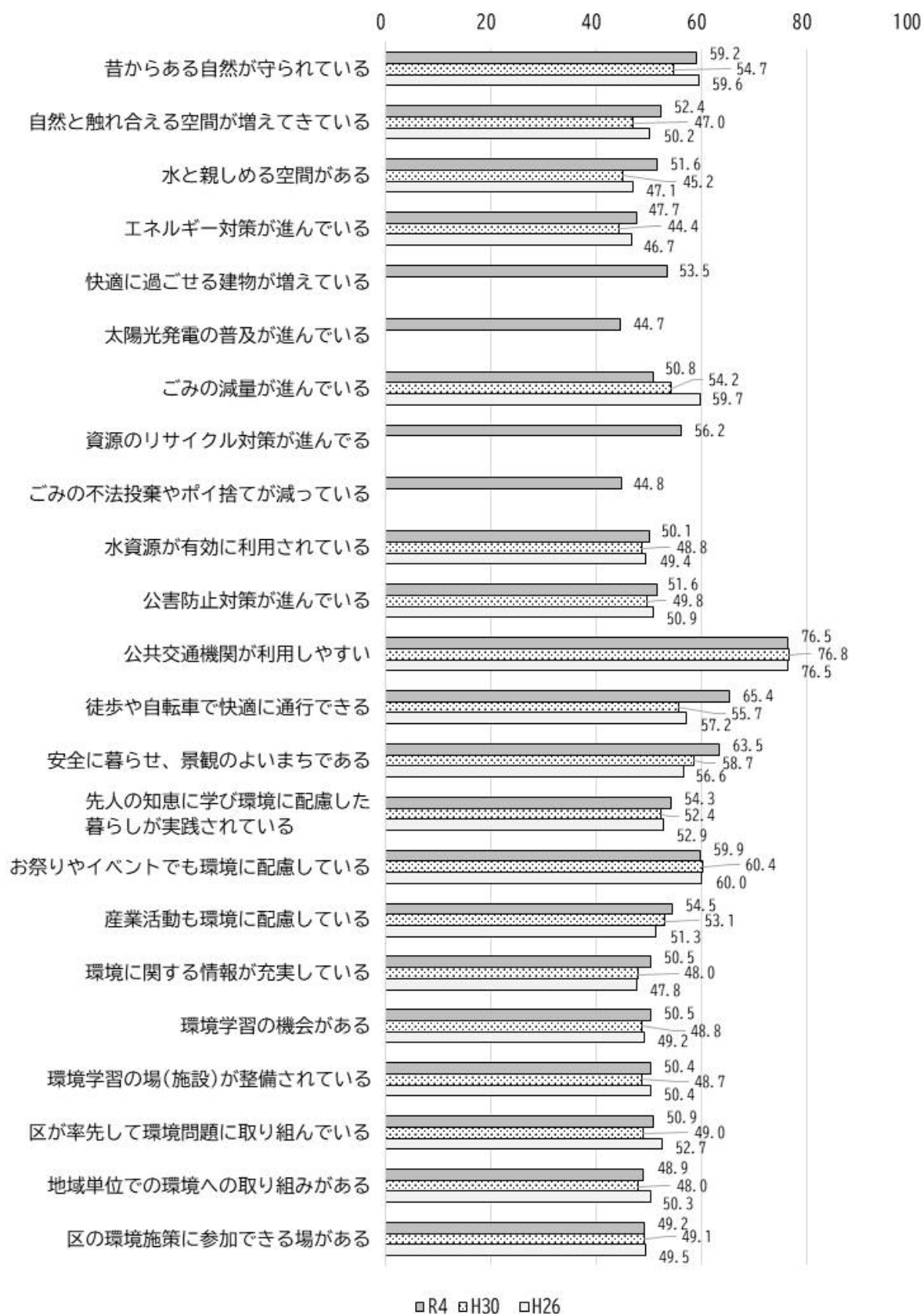
◆省エネルギー機器・設備等の導入状況



(N=301)

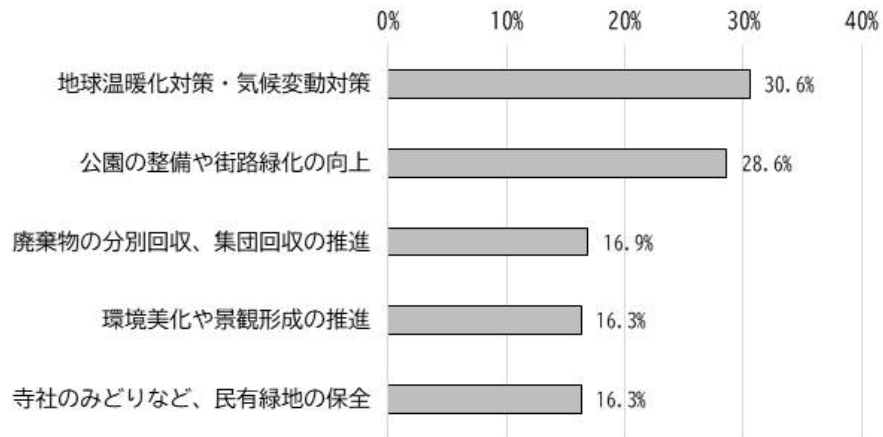
(4) 区的环境施策

◆区的环境施策の満足度



(N=301)

◆区が重点的、優先的に取り組むべきと思う施策（上位5項目）

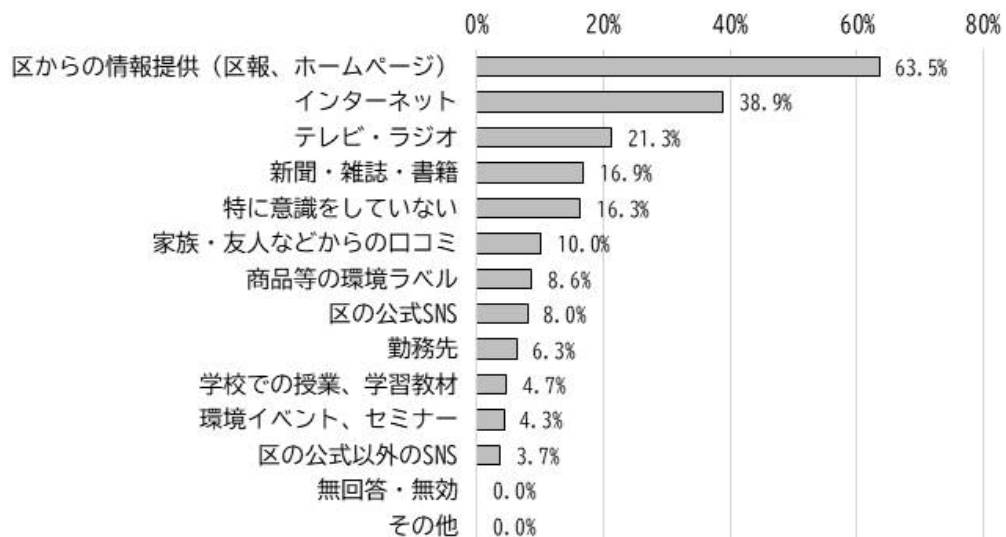


(N=301)

(5) 環境配慮行動

◆環境問題や区の環境施策に関する情報の入手方法

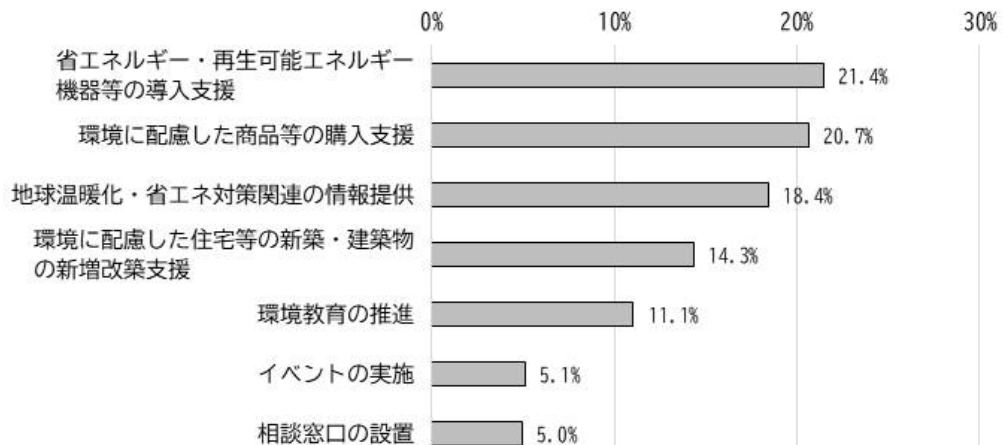
(「特になし」、「その他」、「無回答・無効」を除く)



(N=301)

◆家庭での環境に関する取組を進める上で区に期待すること

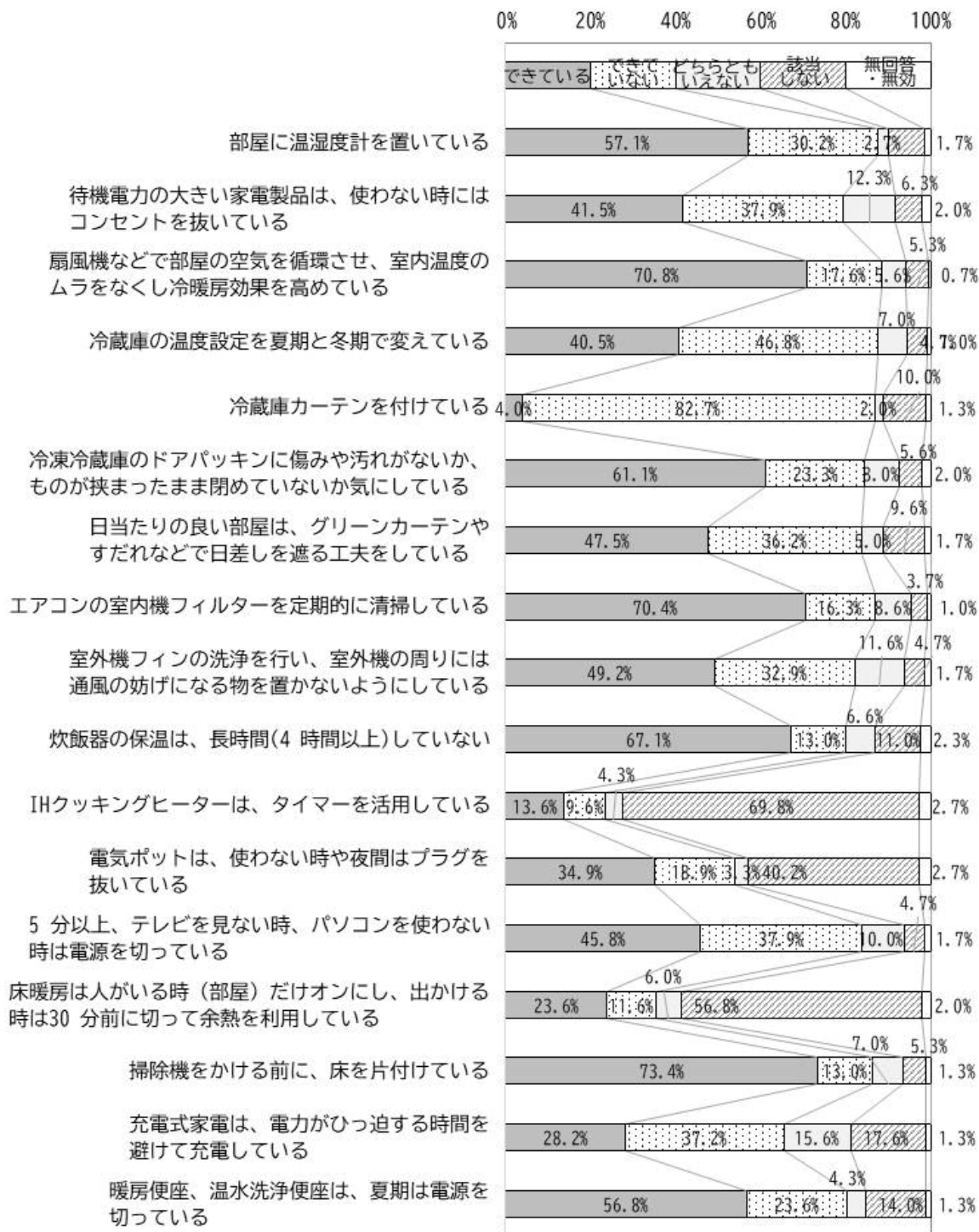
(「特になし」、「その他」、「無回答・無効」を除く)



(N=301)

(6) エネルギー施策

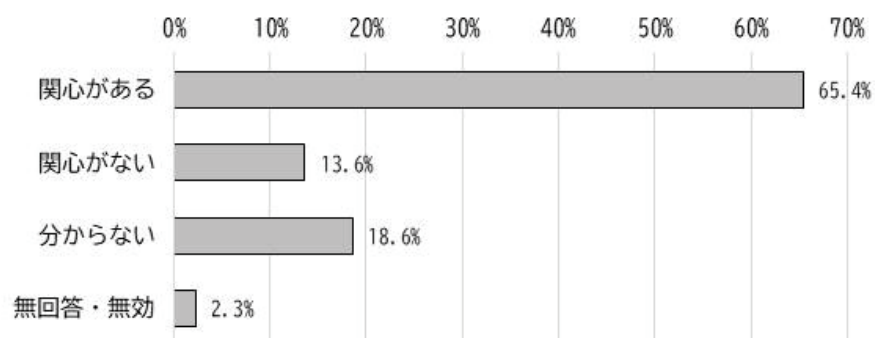
◆日頃行っている節電行動



(N=301)

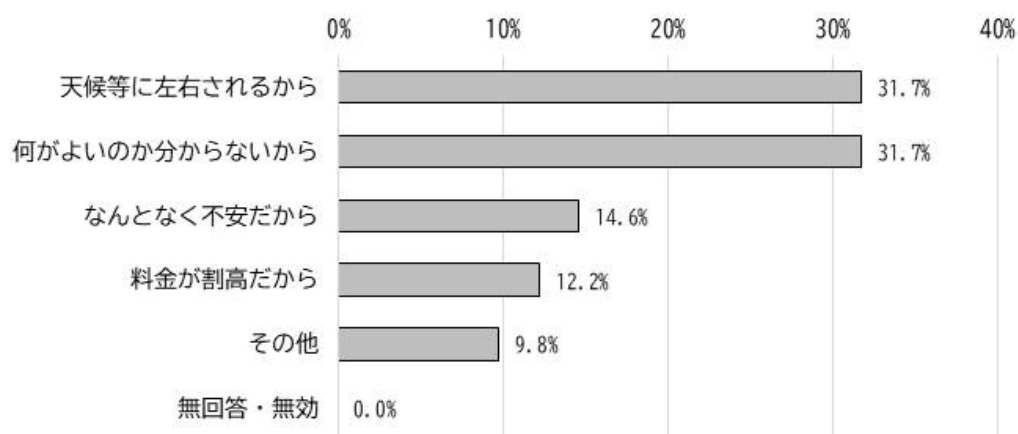
(7) 再生可能エネルギー

◆再生可能エネルギーで発電した電気の利用への関心



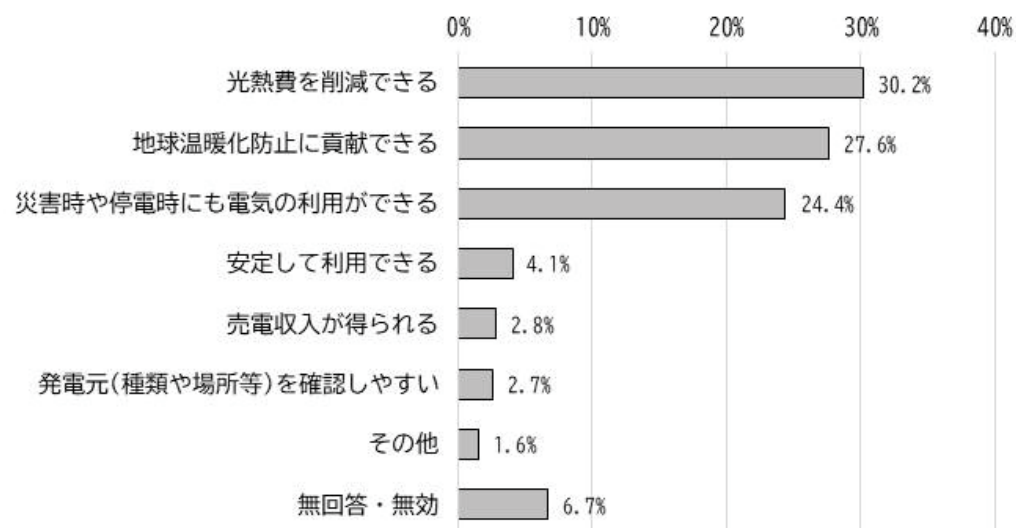
(N=301)

◆再生可能エネルギーで発電した電気に関心がない理由



(N=301)

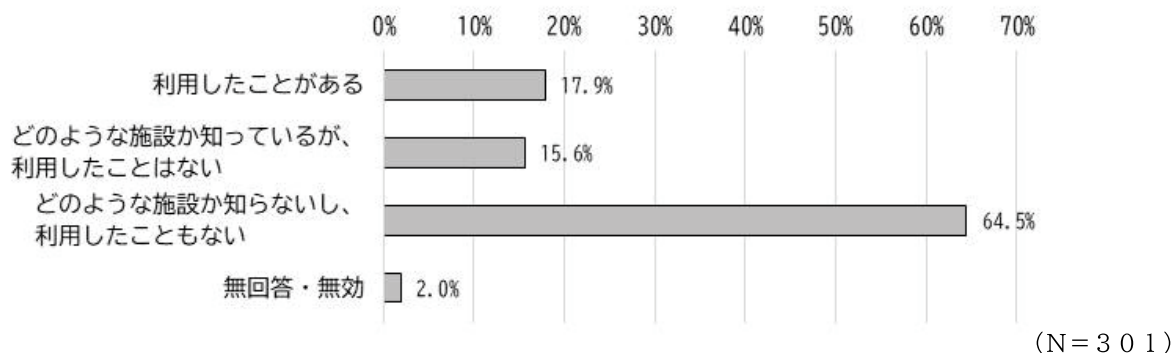
◆家庭で再生可能エネルギーを利用するメリット



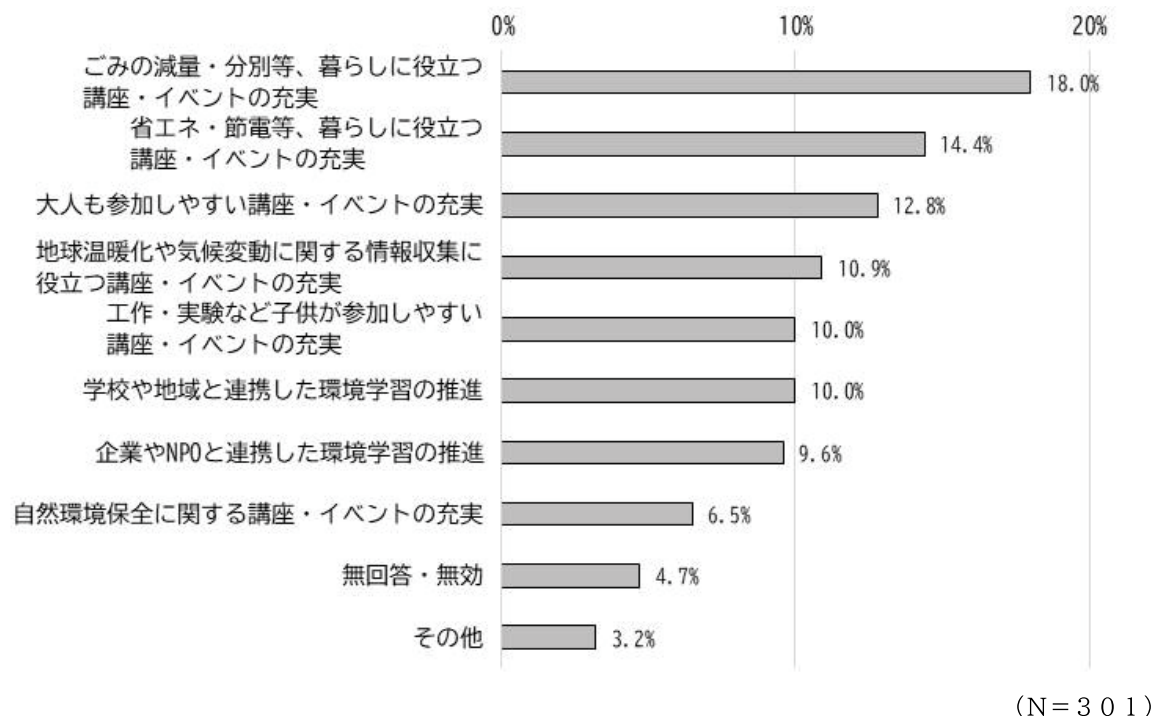
(N=301)

(8) 環境教育

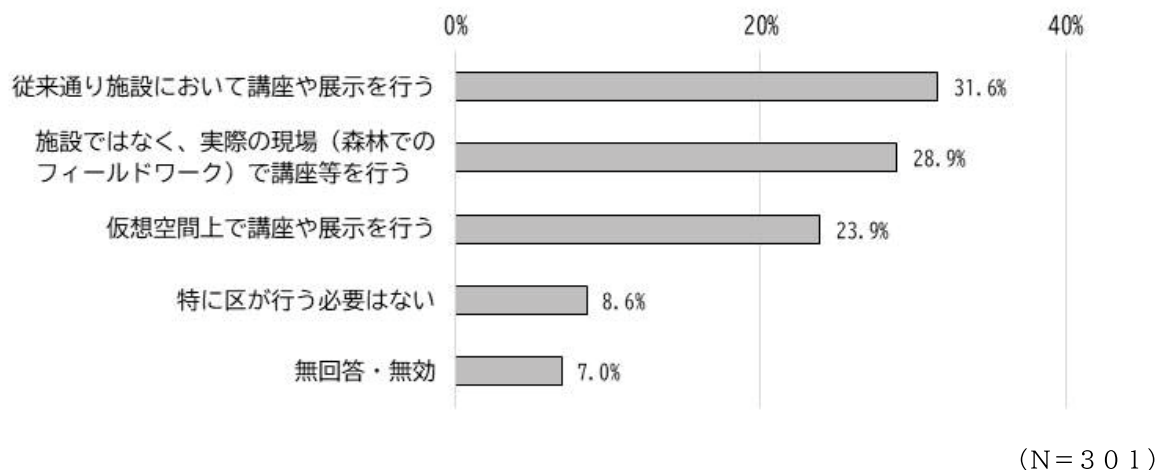
◆「台東区立環境ふれあい館ひまわり」について



◆環境学習の取組について、今後区に期待すること

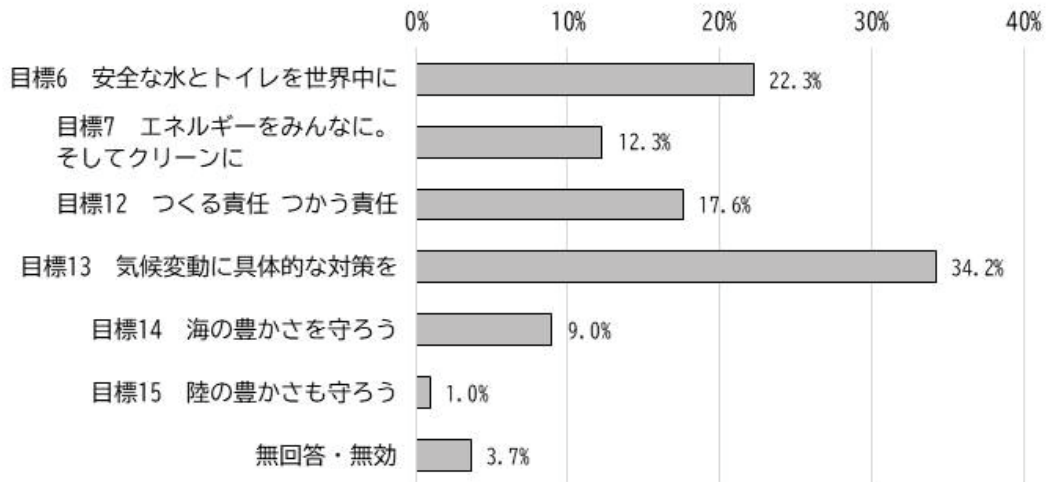


◆施設を利用した今後の環境学習で提供してほしいもの



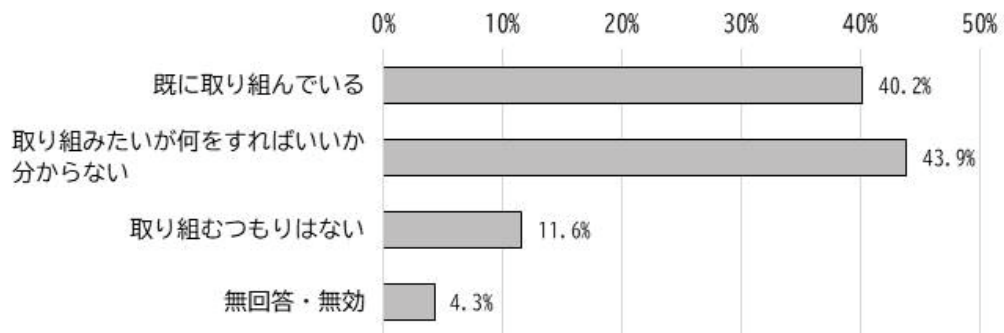
(9) SDGs

◆SDGsの17の目標のうち、環境に関連が深い6つの目標の中で関心があるもの



(N=301)

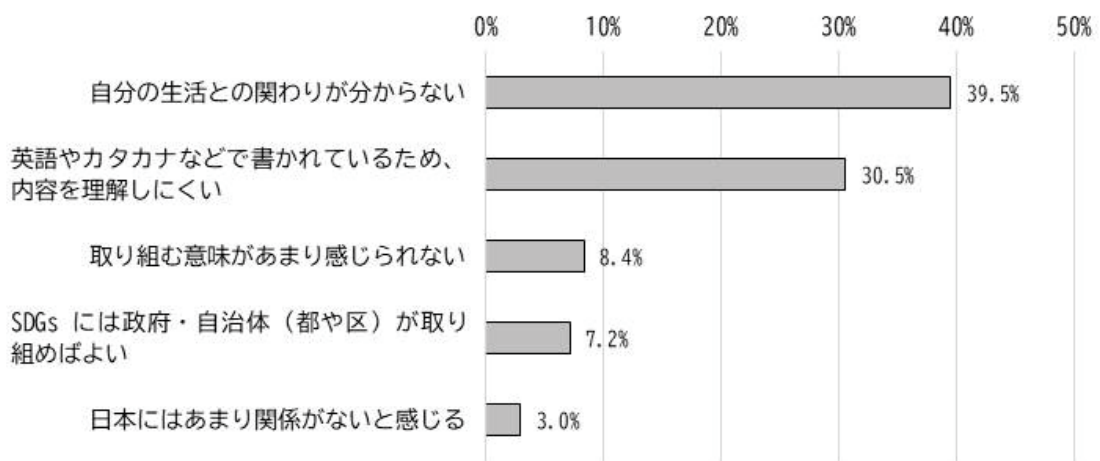
◆SDGsとの関わり方



(N=301)

◆SDGsの取組が進まない理由

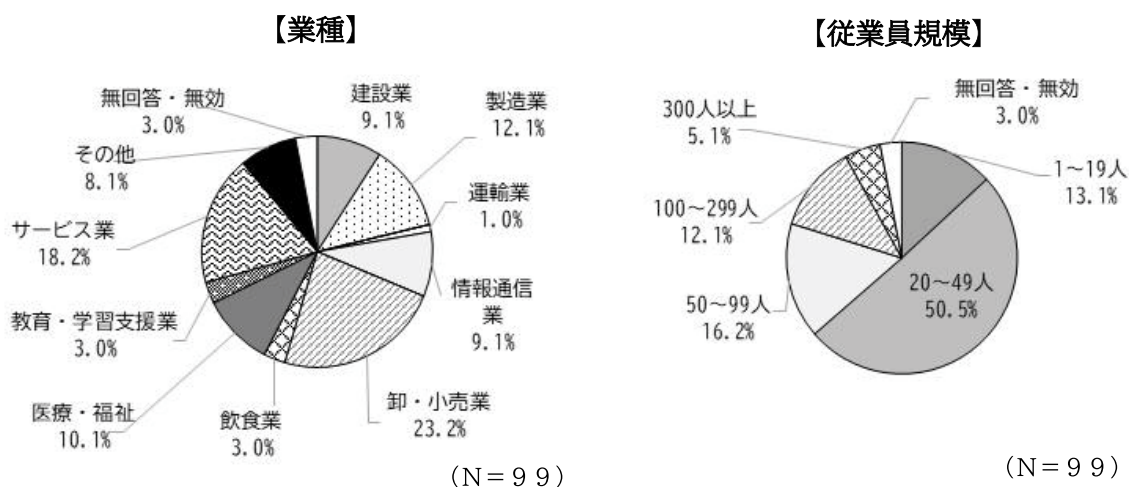
(「特になし」、「その他」、「無回答・無効」を除く)



(N=301)

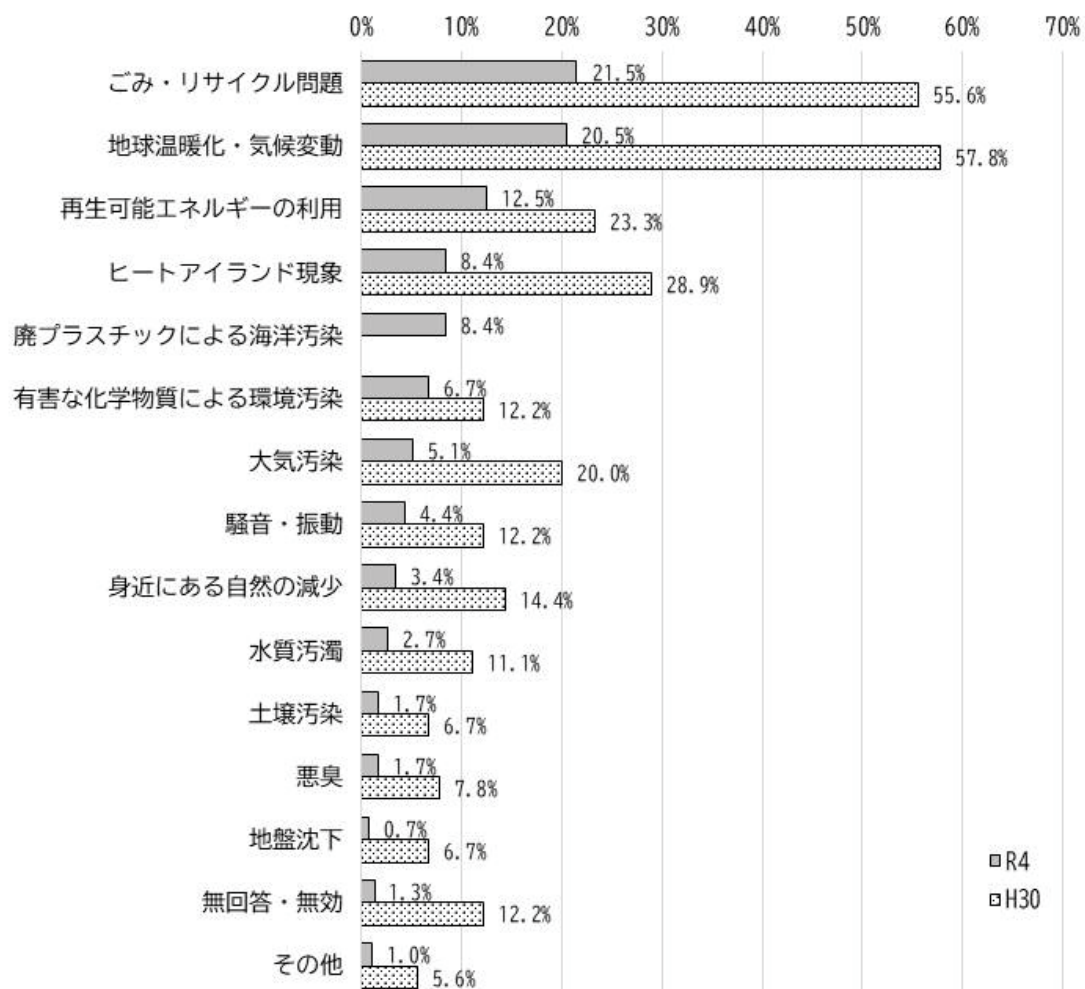
3 事業所調査の結果（抜粋）

(1) 事業所の属性



(2) 【事業所】 関心ある環境問題、環境に関する行動の実施状況

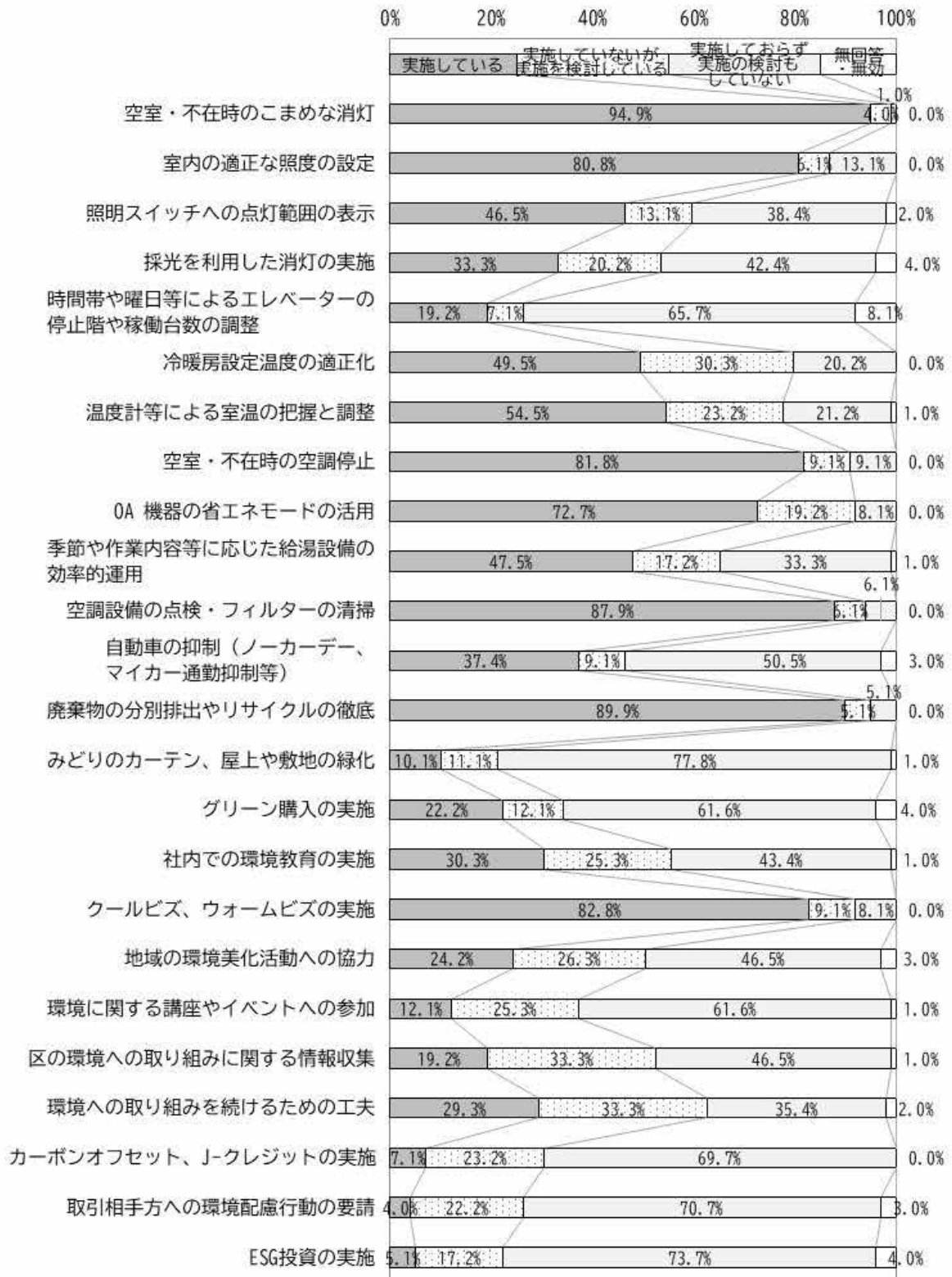
◆関心のある環境問題（前回調査との比較）



※「廃プラスチックによる海洋汚染」はR4 新規設問

(N = 99)

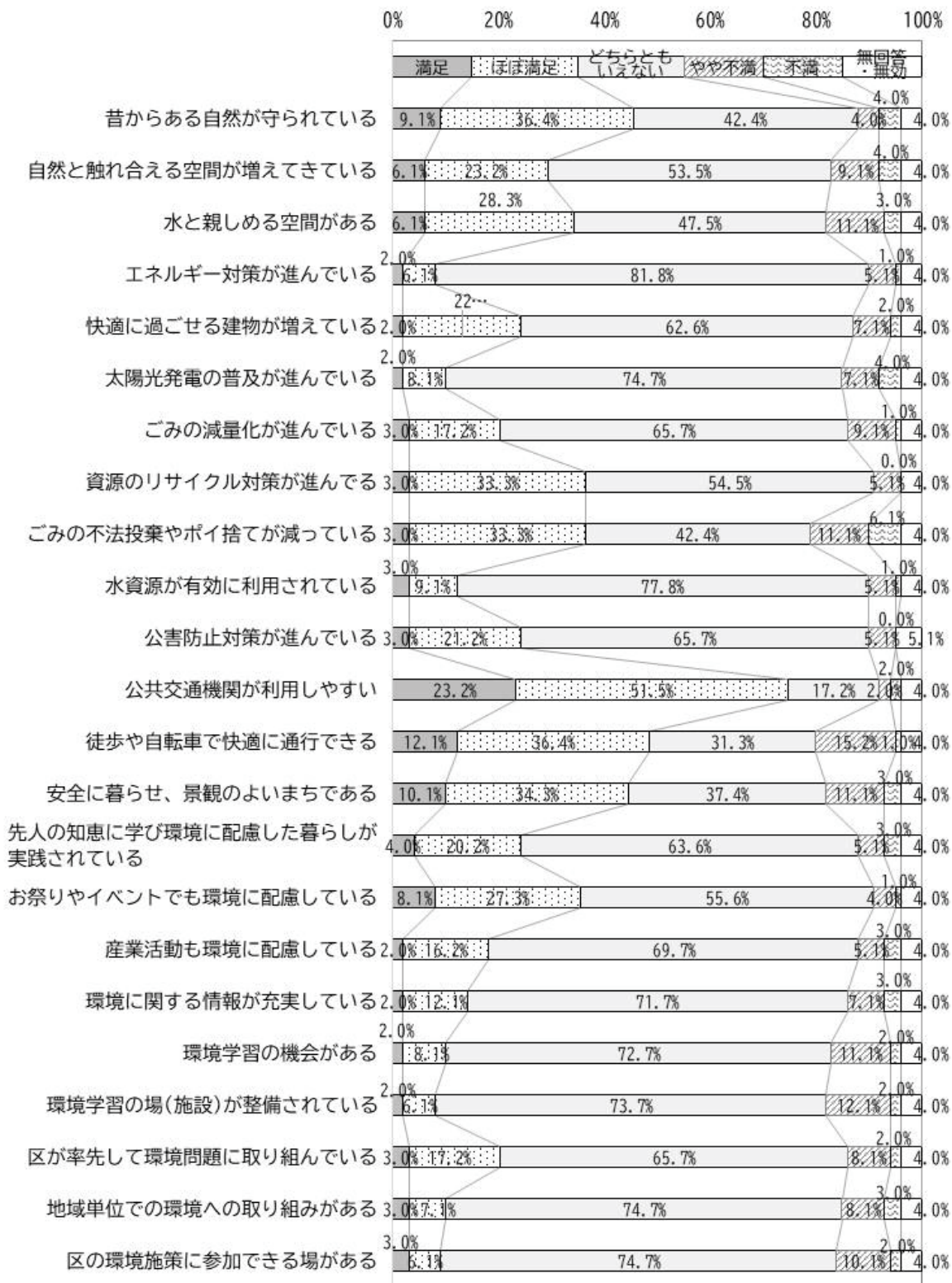
◆環境への取組状況



(N = 99)

(3) 区的环境施策

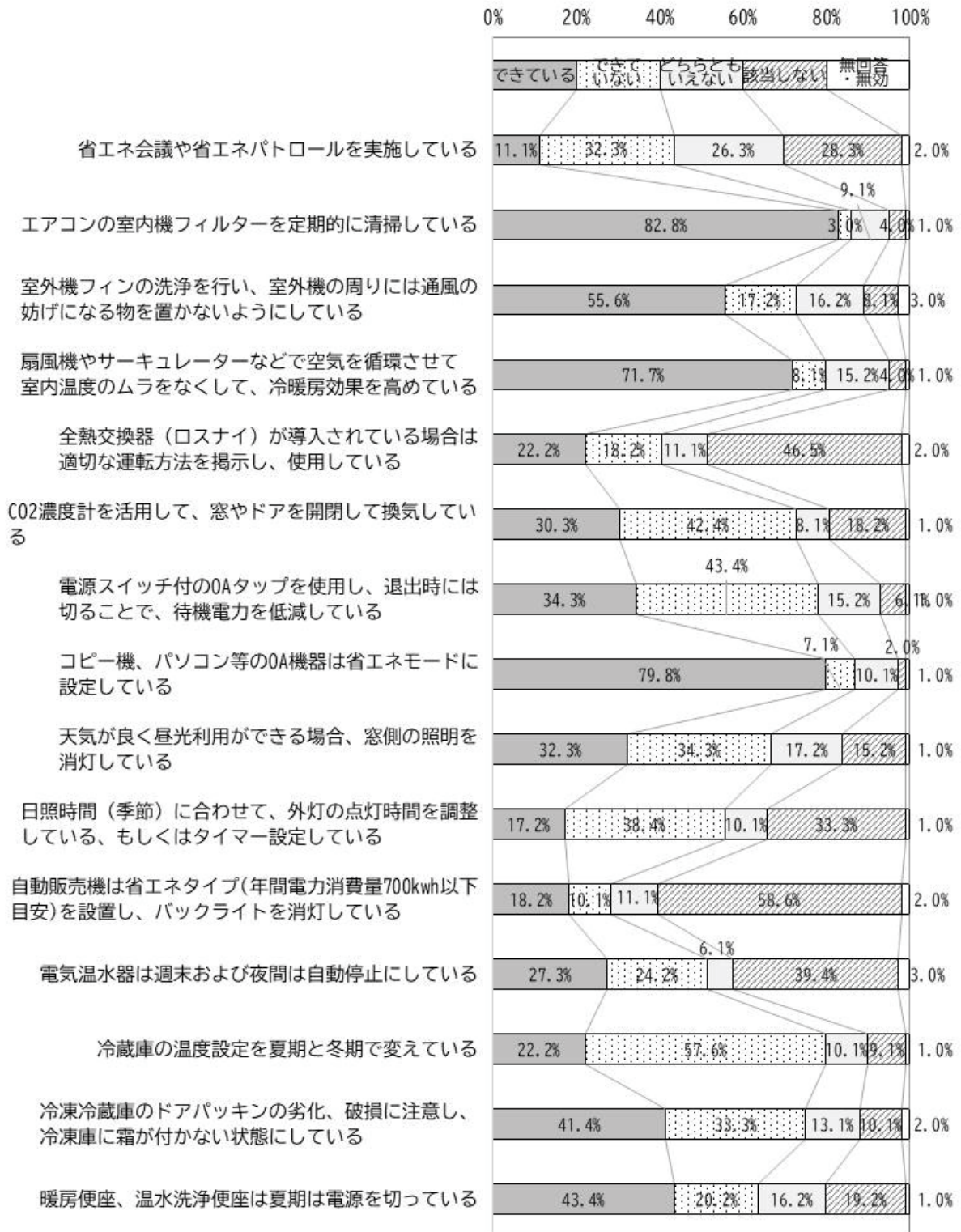
◆区的环境施策の満足度



(N = 99)

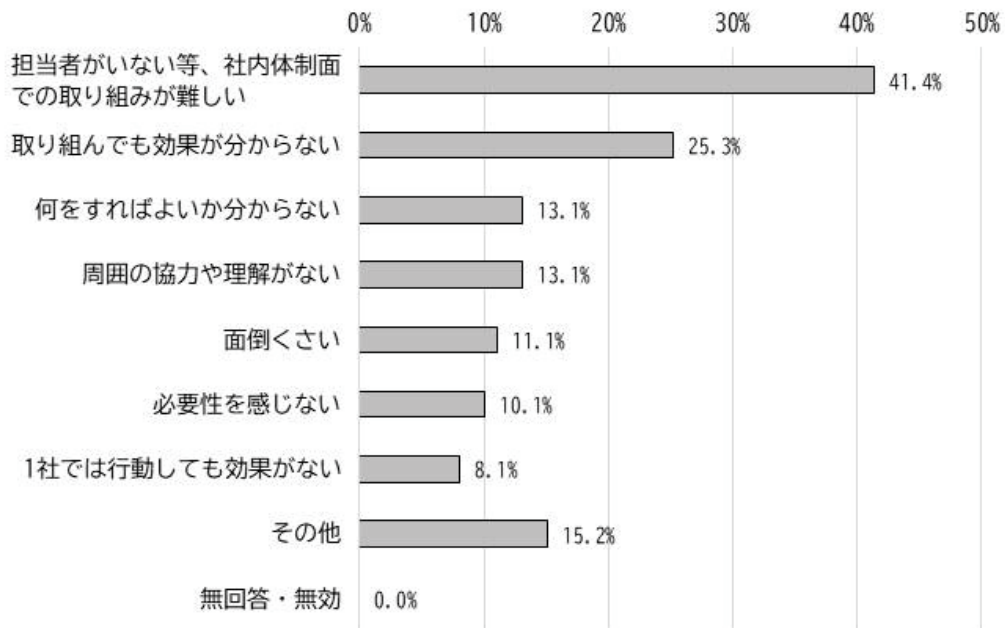
(4) エネルギー施策

◆日頃行っている節電行動



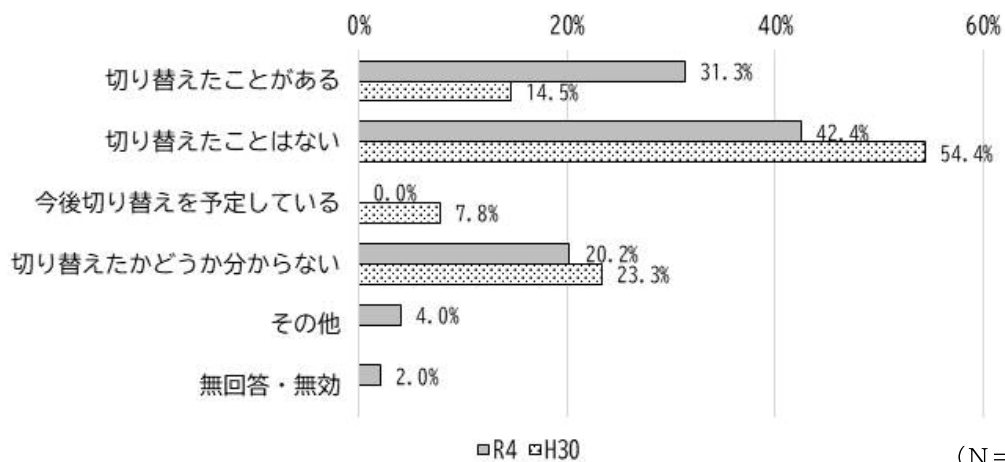
(N = 99)

◆節電行動の取組が行えない理由



(N = 99)

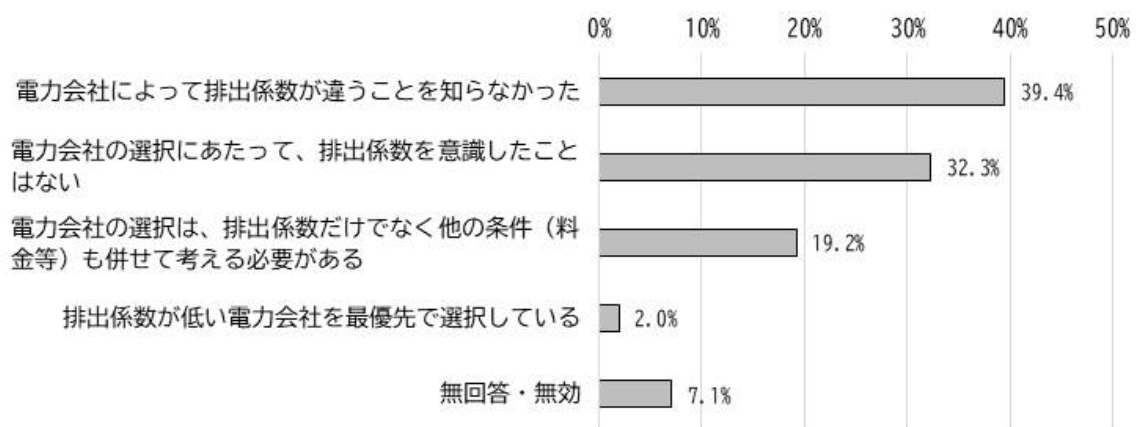
◆電力会社の切り替え状況



□R4 □H30

(N = 99)

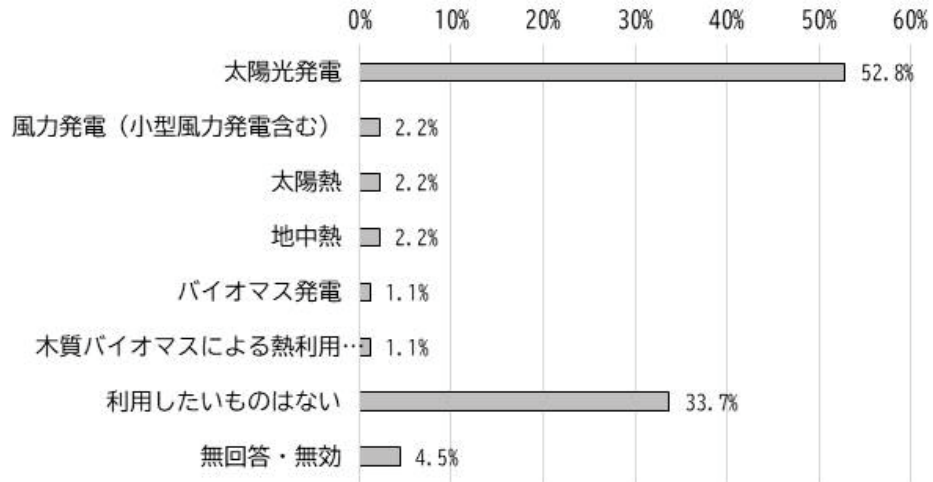
◆排出係数を意識した電力会社の選択



(N = 99)

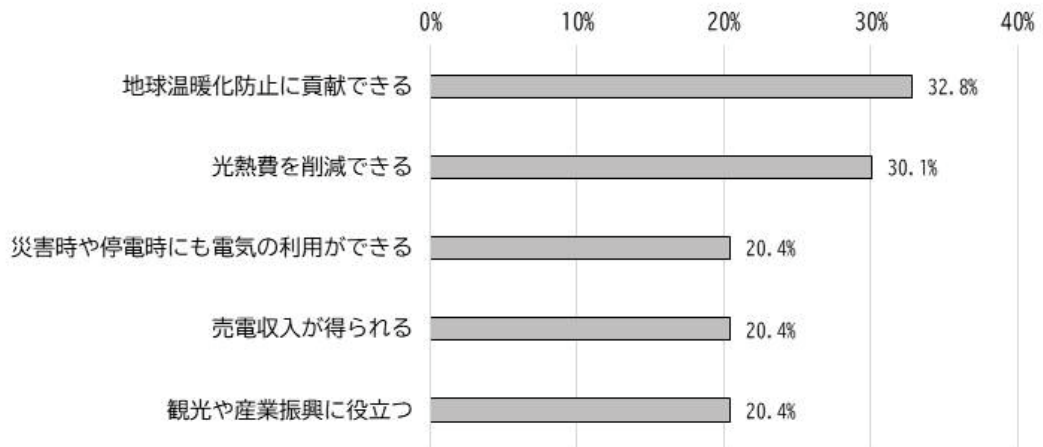
(5) 再生可能エネルギー

◆事業所で利用したい再生可能エネルギー



(N = 99)

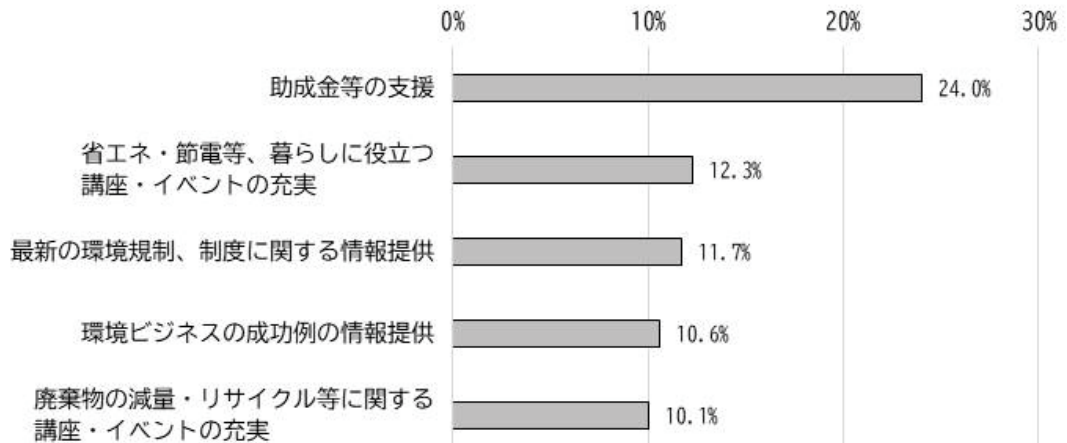
◆再生可能エネルギーに期待する効果 (上位5項目)



(N = 99)

(6) 環境教育

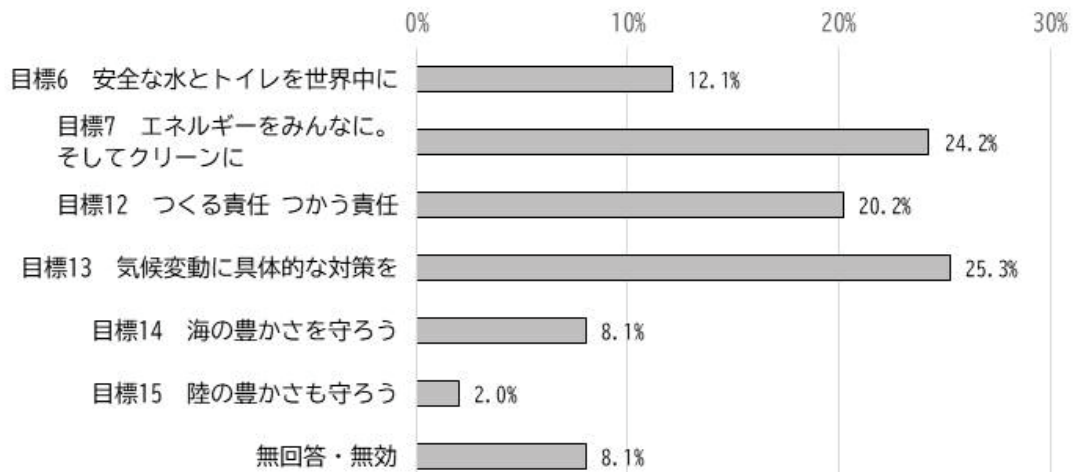
◆環境学習の取組について、今後区に期待すること (上位5項目)



(N = 99)

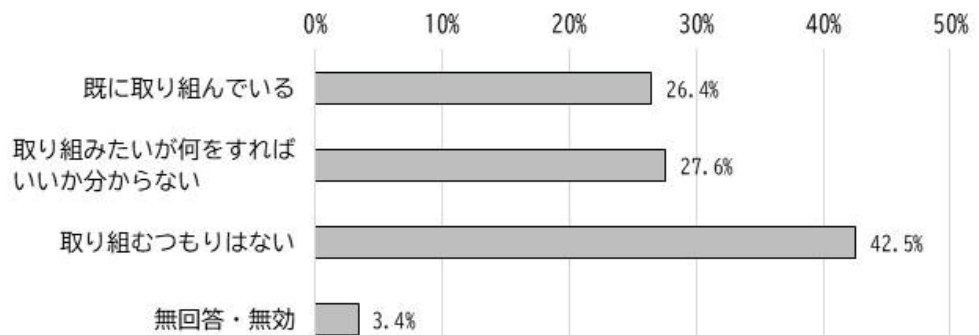
(7) SDGs

◆SDGsの17の目標のうち、環境に関連が深い6つの目標の中で関心があるもの



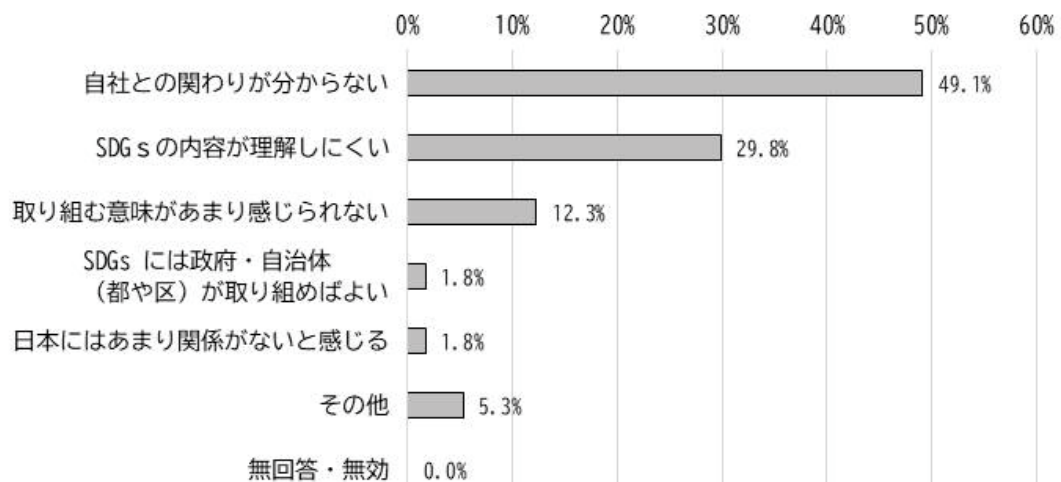
(N=99)

◆SDGsとの関わり方



(N=99)

◆SDGsの取組が進まない理由



(N=99)

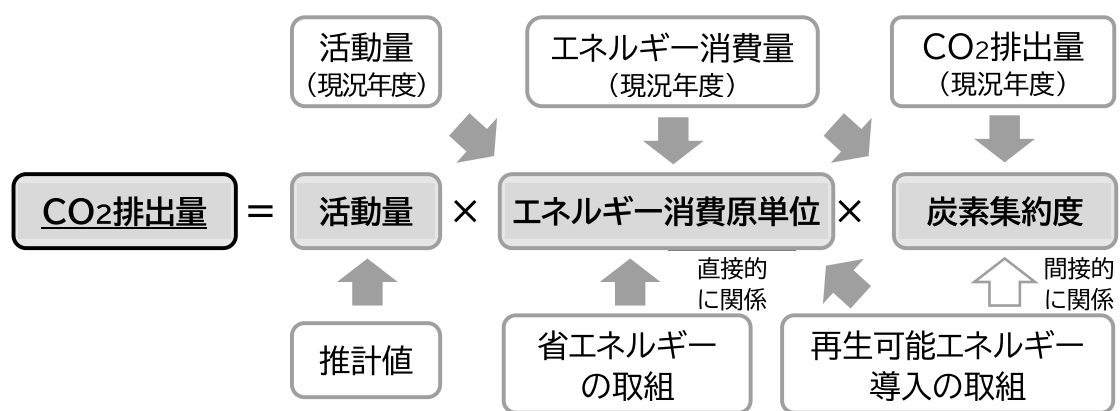
IV 温室効果ガス排出量削減に係る検討資料

1 温室効果ガス排出量の将来推計（新たな対策を講じない場合）

（1）将来推計の考え方

温室効果ガスのうち、排出割合の大部分を占めるCO₂排出量の増減には、次図に示す「活動量」、「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」の3つの要因が影響しています。

新たな対策を講じない場合の将来のCO₂排出量は、製造品出荷額、業務用床面積、人口など、それぞれの部門・分野の「活動量」のみを変化させ、「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」には現況年度（令和2年度）の値を用いて推計しました。



温室効果ガス（CO₂）排出量の将来推計式

温室効果ガス（CO₂）排出量増減の要因

要因	内容
活動量	<ul style="list-style-type: none"> ● CO₂の排出に寄与する社会、経済活動を表す指標 ● エネルギー消費量の増減と直接・間接的に関係
エネルギー消費原単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 「活動量」当たりの「エネルギー消費量」 ● 省エネルギーの取組等と直接的に関係
炭素集約度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「エネルギー消費量」当たりの「CO₂排出量」 ● 消費されるエネルギーの質を表す ● 再生可能エネルギー導入の取組等と間接的に関係

(2) 活動量の将来フレーム

将来推計にあたっては、それぞれの各部門・分野の活動量指標及び令和12年度、令和22年度及び令和32年度における活動量を次表に示す考え方で設定しました。

活動量指標の設定概要

部門・分野		活動量指標	令和2年度(現況年度)～令和32(2050)年度における活動量の変化の推計概要
産業部門	製造業	製造品出荷額	・平成23～令和2年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 (業種別に細分せず、製造業全体で推計)
	農業	農家戸数	・令和12(2030)年度は現状維持。(1戸) ・令和22(2040)年度以降はゼロとする。
	建設業	新築着工床面積	・平成23～令和2年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。
業務部門		業務用床面積	・平成23～令和元年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 ・令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられる極端な落ち込みが見られるため、トレンドによる推計値との差をもとに将来推計値を補正する。
家庭部門		人口	・人口ビジョンにおける区独自推計をもとに将来人口を設定する。
運輸部門	自動車	走行量	・平成23～令和2年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 (車種別に細分せず、自動車全体で推計)
	鉄道	乗降者数	・平成23～令和元年度のトレンドをもとに、将来の活動量を推計する。 ・令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられる極端な落ち込みが見られるため、トレンドによる推計値との差をもとに将来推計値を補正する。
廃棄物分野		焼却ごみ量	・一人一日当たり可燃ごみ処理量(台東区一般廃棄物処理基本計画目標値)をもとに、令和元年度実績値に対する令和12(2030)年度の活動量を推計する。 ・平成23～令和元年度のトレンドをもとに、令和22(2040)年度、令和32(2050)年度の活動量を推計する。 ・令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と考えられる極端な落ち込みが見られるため、トレンドによる推計値との差をもとに将来推計値を補正する。
CO ₂ 以外のガス ・CH ₄ ・N ₂ O ・HFCs ・PFCs ・SF ₆ ・NF ₃			・対象ガスが多岐にわたるため、活動量指標は設定しない。 ・業務用冷凍空調機器や家庭用エアコン等に起因するHFCsが大部分を占めていることを踏まえ、業務部門及び家庭部門における活動量の変化率の平均値を指数として設定する。

※活動量指標データの出典は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

将来推計に用いた活動量

部門・分野		活動量指標	単位	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	令和22 2040	令和32 2050 (長期目標)
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	763	697	653	633	619
	農業	農家戸数	戸	1	1	1	0	0
	建設業	新築着工床面積	千㎡	228	365	380	405	422
業務部門		業務用床面積	千㎡	4,960	5,009	5,160	5,204	5,235
家庭部門		人口	人	182,035	211,444	210,222	212,574	212,671
運輸部門	自動車	走行量	百万台km	688	612	577	552	535
	鉄道	乗降者数	千人	468,875	324,344	506,626	518,156	526,337
廃棄物分野		焼却ごみ量	トン	78,023	65,666	62,132	49,654	36,498
CO ₂ 以外のガス		(指数)	-	0.926	1.000	1.012	1.022	1.025

※将来の活動量は、過去のトレンドをもとに3通りの回帰式(直線式・対数式・指数式)を用いて推計し、そのうち最も適していると想定される結果を採用。

2 台東区における脱炭素シナリオ（追加対策を実施した場合）

今後、追加対策を実施した場合の脱炭素シナリオは次表のように設定しました。

脱炭素シナリオにおける温室効果ガス排出量削減の考え方 (追加対策を実施した場合)

部門・分野	令和2年度～令和32(2050)年度における 温室効果ガス削減の考え方	エネルギー消費原単位			炭素集約度 ^{※1}			
		令和12 (2030)	令和22 (2040)	令和32 (2050)	令和12 (2030)	令和22 (2040)	令和32 (2050)	
産業部門	製造業	・エネルギー消費原単位を年平均1%削減するものとして設定。 ・電気の排出係数の低減目標 ^{※2} に準じてエネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%)	▲9.6%	▲18.2%	▲26.0%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
	農業	・エネルギー消費原単位を年平均0.5%削減(製造業の1/2)するものとして設定。	▲4.9%	▲9.5%	▲14.0%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
	建設業	・電気の排出係数の低減目標 ^{※2} に準じてエネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%)	▲4.9%	▲9.5%	▲14.0%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
業務部門	・省エネ行動の普及によりエネルギー消費原単位を5%程度低減。 ・築年数40年超の業務ビル等については、業務用床面積の割合でその80%が建替えを行うと仮定。 ・新築業務ビル等における省エネ率を▲50% ^{※4} として、エネルギー消費原単位を設定。 ・築年数20～30年の業務ビル等については、省エネ改修による設備更新が行われると仮定し、概ね▲10%の省エネ効果 ^{※5} を見込んでエネルギー消費原単位に反映。 ・電気の排出係数の低減目標 ^{※2} に準じて、エネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%) ・新築建物のZEB化率を令和12年度:20%、令和32年度:100%とし、再エネによる排出係数の低減を炭素集約度に加味。	▲18.9%	▲28.5%	▲36.6%	▲27.4% (▲2.6%)	▲76.3% (▲13.9%)	▲100.0% (▲32.3%)	
家庭部門	・省エネ行動の普及によりエネルギー消費原単位を5%程度低減。 ・概ね10年後までに、全世帯の5%程度が新築の持ち家を購入し、50%程度が自宅の省エネ改修(引越し含む)を行うと想定 ^{※5} 。 ・新築住宅や省エネ改修済住宅における省エネ率を▲20% ^{※6} として、エネルギー消費原単位を設定。 ・家電等の買い替えサイクルを平均10年 ^{※5} とし、普及啓発を進めて全世帯で取り組むと仮定し、概ね▲10%の省エネ効果 ^{※5} を見込んでエネルギー消費原単位に反映。 ・電気の排出係数の低減目標 ^{※2} に準じて、エネルギー全体がグリーン化するものとして炭素集約度を設定。(達成度80%) ・新築住宅のZEH化率 ^{※7} を令和2年度:25%、令和12年度:60% ^{※8} 、令和32年度:100%とし、再エネによる排出係数の低減を炭素集約度に加味。	▲26.0%	▲40.6%	▲52.0%	▲26.3% (▲1.4%)	▲66.8% (▲4.4%)	▲100.0% (▲9.0%)	
運輸部門	自動車	・令和12年度の燃費改善率を11% ^{※9} として、エネルギー消費原単位を設定。(令和22年度:▲15%、令和32年度:▲20%と仮定。) ・ユーザ全体の90%が概ね10年で新車へ買い替え、残り10%は車を手放すと想定。 ^{※5} ・電気の排出係数の低減目標 ^{※2} に準じて炭素集約度を設定。(達成度80%) ・年間の新車販売(乗用車)におけるEV等の次世代自動車普及率を令和12年度:70%、令和22年度～:100%と仮定 ^{※9} し、排出係数の低減を炭素集約度に加味。	▲21.0%	▲34.0%	▲47.1%	▲17.4%	▲62.4%	▲100.0%
	鉄道	・令和12年度のエネルギー使用量改善率を▲8.9% ^{※10} とし、令和22年度以降も同等のペースで省エネ化が進むものと想定して、エネルギー消費原単位を設定。 ・電気の排出係数の低減目標 ^{※2} に準じて炭素集約度を設定。(達成度80%)	▲8.9%	▲17.8%	▲26.7%	▲24.8%	▲62.4%	▲100.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物の焼却)	・現状趨勢ケースと同等のペースで焼却ごみ量の削減が進むものとして、焼却ごみ量原単位(エネルギー消費原単位に相当)を設定。 ・ごみ質(炭素集約度に相当)には大きな変化がないものと仮定。	▲5.4%	▲24.4%	▲44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
CO ₂ 以外のガス	・設備更新(業務部門)や新築及び省エネ改修(家庭部門)に伴い、空調冷媒が脱炭素冷媒に替わるものとして対策実施率を設定。	業務部門対策実施率			家庭部門対策実施率			
		48.5%	65.6%	75.1%	55.0%	83.0%	100.0%	

推計における根拠資料等

- ※1 ()内の数値は炭素集約度の低減分のうち、再生可能エネルギー導入による低減分を示す
 ※2 電気事業者の排出係数代替値(令和2年度実績値):0.453kg-CO₂/kWh→令和12年度(地球温暖化対策計画の目標値):0.250kg-CO₂/kWh
 ※3 築年数別の業務用床面積割合については「令和元年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」を参考に10年ごとに設定
 ※4 「ZEBの評価と評価基準」(ZEB PORTAL[ゼブ・ポータル][環境省Webサイト])を参考に設定
 ※5 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」(環境省)を参考に設定
 ※6 「ZEHの判断基準」(ZEHロードマップ検討委員会)に準じて設定
 ※7 第6次エネルギー基本計画の政府目標達成を目指したZEHビルダー制度におけるZEH供給目標を参考に設定
 ※8 第6次エネルギー基本計画における新築戸建住宅の太陽光発電設備設置目標(令和12年度までに6割)を参考に設定
 ※9 「日本の自動車工業2022」(一般社団法人 日本自動車工業会)を参考に設定
 ※10 「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」の「対策36. 鉄道分野の脱炭素化」に基づいて設定

3 エネルギー消費量の将来推計結果（参考）

（1）新たな対策を講じない場合

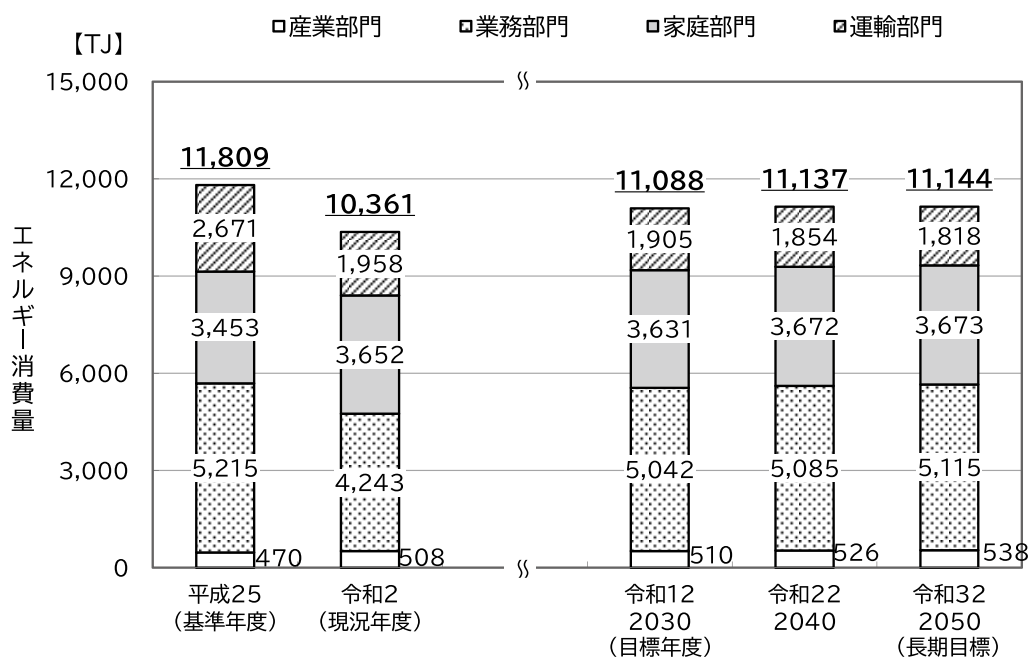
新たな対策を講じない場合のエネルギー消費量は、令和12年度11,088TJ（基準年度比▲6.1%）、令和22年度11,137TJ（同▲5.7%）、令和32年度は11,144TJ（同▲5.6%）となり、現況年度と比べて増加する見込みとなりました。

特に、建設業の増加割合が大きいほか、家庭部門でエネルギー消費量が基準年度を5～7ポイント上回ったまま、横ばいに推移する見通しです。

エネルギー消費量の将来推計結果（新たな対策を講じない場合）

区 分	エネルギー消費量[TJ]							
	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	基準 年度比	令和22 2040	基準 年度比	令和32 2050 (長期目標)	基準 年度比
産業部門	470	508	510	8.5%	526	12.0%	538	14.5%
製造業	263	187	175	▲33.4%	169	▲35.5%	166	▲36.9%
農業	0	0	0	0.0%	0	▲100.0%	0	▲100.0%
建設業	207	321	335	61.8%	357	72.3%	372	79.7%
業務部門	5,215	4,243	5,042	▲3.3%	5,085	▲2.5%	5,115	▲1.9%
家庭部門	3,453	3,652	3,631	5.2%	3,672	6.3%	3,673	6.4%
運輸部門	2,671	1,958	1,905	▲28.7%	1,854	▲30.6%	1,818	▲31.9%
自動車	2,205	1,547	1,457	▲33.9%	1,396	▲36.7%	1,352	▲38.7%
鉄道	466	411	448	▲3.9%	458	▲1.7%	466	▲0.1%
合 計	11,809	10,361	11,088	▲6.1%	11,137	▲5.7%	11,144	▲5.6%

※端数処理の関係で、合計値・割合は整合しない場合がある。



エネルギー消費量の推移
（新たな対策を講じない場合）

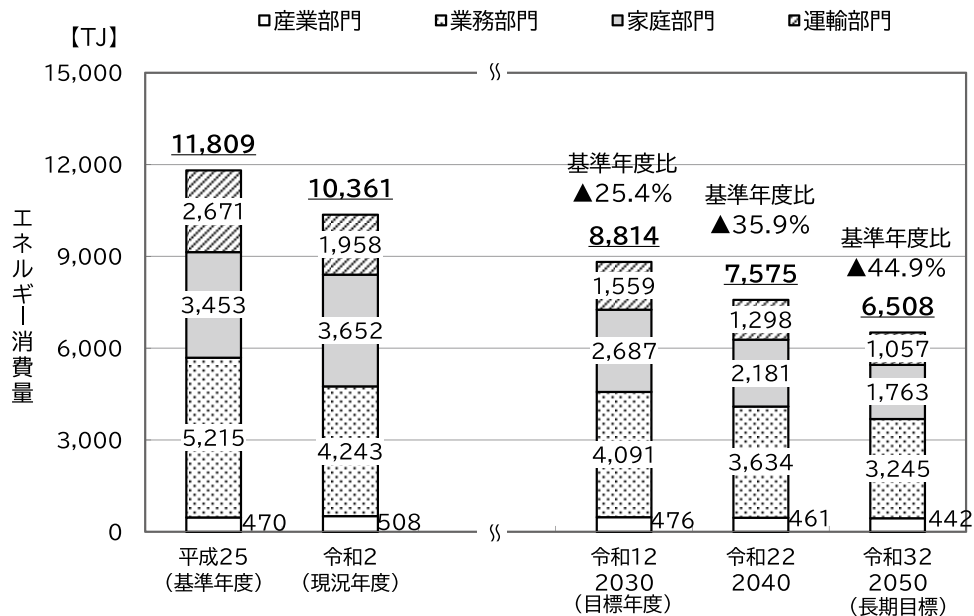
(2) 追加対策を実施した場合

追加対策を実施した場合のエネルギー消費量は、令和12年度8,814TJ（基準年度比▲25.4%）、令和22年度7,575TJ（同▲35.9%）、令和32年度は6,508TJ（同▲44.9%）と見込まれます。

エネルギー消費量の将来推計結果（追加対策を実施した場合）

区分	エネルギー消費量[TJ]							
	平成25 (基準年度)	令和2 (現況年度)	令和12 2030 (目標年度)	基準 年度比	令和22 2040	基準 年度比	令和32 2050 (長期目標)	基準 年度比
産業部門	470	508	476	1.5%	461	▲1.8%	442	▲5.8%
製造業	263	187	158	▲39.8%	139	▲47.2%	123	▲53.3%
農業	0	0	0	▲4.9%	0	▲100.0%	0	▲100.0%
建設業	207	321	318	53.8%	323	55.9%	320	54.6%
業務部門	5,215	4,243	4,091	▲21.5%	3,634	▲30.3%	3,245	▲37.8%
家庭部門	3,453	3,652	2,687	▲22.2%	2,181	▲36.8%	1,763	▲48.9%
運輸部門	2,671	1,958	1,559	▲41.6%	1,298	▲51.4%	1,057	▲60.4%
自動車	2,205	1,547	1,151	▲47.8%	921	▲58.2%	715	▲67.5%
鉄道	466	411	408	▲12.4%	377	▲19.2%	341	▲26.8%
合計	11,809	10,361	8,814	▲25.4%	7,575	▲35.9%	6,508	▲44.9%

※端数処理の関係で、合計値・割合は整合しない場合がある。

エネルギー消費量の推移
(追加対策を実施した場合)

V 台東区環境基本計画策定懇談会

1 台東区環境基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 台東区(以下「区」という。)における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、台東区環境基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 台東区環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 区における地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育に必要な事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(構成等)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
 - (2) 区議会議員 2名以内
 - (3) 区民及び事業者の代表 8名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 懇談会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初回の懇談会は、区長が招集するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(会議等の公開)

第6条 懇談会は、公開するものとする。

- 2 会議録及び会議に係る資料は、公開することができる。

(傍聴の取扱)

第7条 懇談会は、委員のほか懇談会の許可を得た者が傍聴することができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。

2 委員名簿

(敬称略、◎：会長、○：副会長)

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	◎田 中 充	法政大学 名誉教授
	○藤 村 コノエ	NPO法人環境文明21 代表
	小野田 弘 士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授
区議会議員	石 川 義 弘	保健福祉委員会 委員長
	岡 田 勇一郎	環境・安全安心特別委員会 委員長
区民・ 事業者代表	佐 藤 明 弘	清川地区町会連合会 会長
	土 肥 拓 生	台東区立小学校PTA連合会 副会長
	栗 田 幸 一	東京商工会議所台東支部 建設・不動産分科会 副分科会長
	早 津 司 朗	台東区商店街連合会 会長
	碓 水 州 恵	たいとう環境推進ネット 代表代行
	善 賤 裕 美	台東リサイクルネットワーク 代表幹事
	平 岩 直 哉 (令和5年6月30日まで) 中 島 宏 幸 (令和5年7月1日から)	東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長
	伊 藤 あすか	東京ガス株式会社 東京東支店長



台東区環境基本計画策定懇談会（会議の様子）

VI 台東区環境まちづくり推進会議

1 台東区環境まちづくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 台東区における環境保全及び地球温暖化対策の推進について、区内において調査・検討を行うため、台東区環境まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 環境に係る計画に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 緑化の計画及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、環境清掃部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(招集)

第4条 推進会議の招集は、必要の都度委員長が行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に定める事項を効率的に調査・検討するため、推進会議の下部組織として作業部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表 1

委員長	環境清掃部長
委員	企画課長
委員	財政課長
委員	総務課長
委員	施設課長
委員	区民課長
委員	産業振興課長
委員	清掃リサイクル課長
委員	台東清掃事務所長
委員	都市計画課長
委員	交通対策課長
委員	庶務課長
委員	環境課長

2 委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
委員長	環境清掃部長	小 川 信 彦
委員	企画課長	吉 本 由 紀
委員	財政課長	関 井 隆 人
委員	総務課長	越 智 浩 史
委員	施設課長	坂 本 一 成
委員	区民課長	齊 藤 明 美
委員	産業振興課長	浦 里 健太郎
委員	清掃リサイクル課長	古 屋 和 世
委員	台東清掃事務所長	曲 山 裕 通
委員	都市計画課長	反 町 英 典
委員	交通対策課長	田 淵 俊 樹
委員	庶務課長	横 倉 亨
委員	環境課長	飯 野 秀 則

Ⅶ 台東区環境基本計画改定経過

1 台東区環境基本計画策定懇談会 審議・検討経過

回	開催年月日	検討内容等
第1回	令和5年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・台東区環境基本計画改定に係る基礎調査について ・台東区環境基本計画の達成状況について ・台東区環境基本計画改定の方針について ・その他
第2回	令和5年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 東京都台東区環境基本条例の制定について ・台東区環境基本計画の改定について ・その他
第3回	令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区環境基本計画中間のまとめについて ・その他
第4回	令和6年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都台東区環境基本条例の制定について ・台東区環境基本計画の改定について ・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について ・その他

2 台東区環境まちづくり推進会議 審議・検討経過

回	開催年月日	検討内容等
第1回	令和5年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 東京都台東区環境基本条例の制定について ・台東区環境基本計画の改定について ・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について ・その他
第2回	令和5年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 東京都台東区環境基本条例の制定について ・台東区環境基本計画の改定について ・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について ・その他
第3回	令和5年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区環境基本計画の改定について ・その他
第4回	令和6年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都台東区環境基本条例の制定について ・台東区環境基本計画の改定について ・台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第六次計画)の策定について ・その他

Ⅷ パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和5年12月15日(金)から令和6年1月5日(金)まで
意見受付件数	2人 9件
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 自動車を減らすまちづくりについて・ 外国人観光客のマナーについて・ 観光公害について・ 公園での喫煙について・ 騒音について・ 迷惑駐輪について

コラム

◆環境基本計画シンポジウム◆

令和5年11月18日、「もう一度環境基本計画に私たちの意見を届けよう」と題して、「環境フェスタたいとう2023」においてシンポジウムが開催されました。

台東区環境基本計画にこれからの世の中を生きる自分たちの声を反映したいという思いから、4名の若者が舞台に上がりました。

当日は、計画書を読んで思ったこと、台東区をこんなまちにしたい、大人や行政へのメッセージ、一人ひとりの未来の夢などについて、それぞれが自分の考えを発表しました。



シンポジウムの様子

台東区環境基本計画

令和6年3月発行
(令和5年度登録第68号)

台東区環境清掃部環境課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号
電話 03-5246-1284 (直通)

